

開会（8：58）

○内田修司委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

それでは、議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は全部で18件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、総務部、防災部、生きがい・交流部、教育部、市立総合病院の順で審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

初めに、総務部所管の議案の審査を行います。

まず、議第3号「令和7年度焼津市土地取得事業特別会計予算案」について議題いたします。

予算書の18、19ページ、事項別明細書は217ページからです。

それでは、議第3号に対する質疑に入ります。

質疑、御意見のある委員は御発言願います。

○奥川清孝委員 土地取得会計ですけれども、令和7年度の新たに財産収入として入ってくる収入、内容は。

○高澤 清公有財産課長 217ページの歳入のところにありますけれども、まず、土地の貸付収入、その分が327万円、基金に預け入れしておりますので、その利子として69万8,000円ということでございます。あと、買戻しで予定している物件がありますので、その分が746万5,000円ということでございます。あとは、繰越金とか雑入とか、その辺もありますけれども、一応それが入ってくる予定でございます。

以上でございます。

○奥川清孝委員 今、全体のあれで、財産収入として土地貸付収入の中身、主なものは。

○高澤 清公有財産課長 貸付けにつきましては、一般的には駐車場として貸付けをしているところが多くございまして、一般の方に駐車場として貸付けをしているところ、あと、アトレ焼津の管理組合にも駐車場として貸付けをしているところがございます。

以上でございます。

○奥川清孝委員 この令和7年度の用地取得、今年度ね。

（「来年度」と呼ぶ者あり）

○奥川清孝委員 令和7年度の用地取得計画はどうなっていますか。

○高澤 清公有財産課長 今のところ、具体的にここと決まっているところはございませんが、建設部から相談の段階では、1件やりそうだというところがあります。

以上でございます。

○奥川清孝委員 了解です。

○秋山博子委員 土地売却収入で買戻しを見込んでいるとあるんですけれども、それはどういったような状況なんでしょうか、買戻しというのは。

○高澤 清公有財産課長 令和5年度に先行取得した保福島大島新田線の道路改良事業、

これを先行取得しておりますので、その分を令和7年度、買戻しをする予定というところでございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 そうすると、道路改良の事業の工事が動くということ、そういう理由なんでしょうか。

○高澤 清公有財産課長 改良事業に伴って用地とかを先行して買って、それで事業は令和5年度から進んでいるというところであります。工事は進んでいるということです。用地をまず買って、それで、事業ということでもよろしいわけですね。なので、用地を買って、そこを道路として工事を進めているというところでございます。

○秋山博子委員 進捗に合わせて買戻しということで。

○高澤 清公有財産課長 そうです。

○秋山博子委員 分かりました。

○内田修司委員長 よろしいですか。

○秋山博子委員 はい。

○内田修司委員長 ほか、ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決します。

議第3号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は1ページから、参考資料も1ページからです。

それでは、議第28号に対する質疑に入ります。質疑、意見のある委員は御発言願います。

○河合一也委員 今回115年ぶりに仕組みが変わるということで報道を聞いたことがあるんですけども、懲役と禁錮を統合した新しい拘禁刑の創設の、一応背景を確認させてもらっていいですか。

○青木雄一郎総務課長 背景としましては、実態として、懲役と禁錮の差がなくなっているという事情がございます。禁錮の受刑者については、懲役と比べて非常に少なく、また、大部分の禁錮の受給者が刑務の作業を任意で行っているということもあって、今回、拘禁刑にすることによって、従来よりも柔軟な処理を可能とするとともに、受刑者の特性に合わせた更生プログラムを実施することで、再発防止を図りたいというふうな狙いがあるというふうにお聞きしております。

以上です。

○河合一也委員 私もそういうふう聞いて、懲罰よりも再犯防止のための教育ということで、今まで禁錮というのは作業を伴わなかったけど自主的に作業されていたのが、今度は一斉に、強制的に、ある程度、作業と教育が加わるということで、厳しくなっちゃうんじゃないかなって危惧があって、これから見守っていきたいなと思うんですけど。

質疑としては、今後、事務的な影響があるかどうか、ただ文言の変更だけで終わるのかどうかという確認だけ。

○青木雄一郎総務課長 事務的な影響はございません。

○河合一也委員 ありがとうございます。

○内田修司委員長 よろしいですか。

そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第28号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号「焼津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び焼津市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は9ページ、参考資料は27ページからです。

それでは、議第30号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 対象が拡大されることで、すごくいい改正だと思うんですけども、対象となる職員の見込み数というのは分かりますでしょうか。今まで何人だったのが何人になるという、それが分かりましたら教えてください。

○久保山晋一人事課長 見込みの数についてという御質疑ですけども、職員全ての扶養の状況というのは把握できておらないものですから、この改正に伴う人数の増減というのは、減ということはないですけど、増加数の見込みというのは把握できておりません。

○秋山博子委員 分かりました。

○奥川清孝委員 非常勤職員の勤務時間というのは一般職と一緒に、7時間45分でいいですか。

○久保山晋一人事課長 非常勤職員って、会計年度任用職員のことでよろしいでしょうか。

○奥川清孝委員 会計年度。

○久保山晋一人事課長 会計年度任用職員のフルタイムの勤務者につきましては7.75時間となります。フルタイムについては、正規と同様です。

以上です。

○奥川清孝委員 今回、2時間のあれになるんですよね、5時間45分を超えない範囲とい

うことだと。過去でこれの対象になった人というのはいるんですか。

○久保山晋一人事課長 今、奥川委員がおっしゃられているのは、育児時間。

○奥川清孝委員 育児時間。

○久保山晋一人事課長 こちらは、フルに働いている職員の時間外を免除するというものですので、恐らく違う制度のものかなというふうに思います。

○奥川清孝委員 分かりました。勘違いしていました。了解です。

○河合一也委員 当該請求をした職員に対してということになっていますけど、請求しない場合は事情によってはお願いして、了解してもらったらお願いできるということでしょうか。

○久保山晋一人事課長 おっしゃるとおりでございます。

○河合一也委員 緊急の場合、やってくれるというならば。無理強いはもちろんしないと思いますけれども、そこは確認できました。ありがとうございます。

○内田修司委員長 ほか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第30号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第30号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号「焼津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は10ページ、参考資料は31ページからです。

それでは、議第31号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○井出哲哉副委員長 私がちゃんと読み込めていないので、確認の意味で質疑させていただきます。

特に顕著な業績を挙げたされる方に今まであった特定任期付職員業績手当、これがなくなって勤勉手当としてという理解でよろしいですか。

○久保山晋一人事課長 おっしゃるとおりです。ただ、今までの期末手当の月数は維持するのではなく、期末手当の月数、支給割合と言われているものですが、そちらも併せて今回改正が行われております。基本的には、今回新設されます勤勉手当と期末手当をもって、おおむね今までの期末手当の支給月数になるような形になっております。おおむねですので、イコールではありませんけど。

以上です。

○井出哲哉副委員長 今おっしゃっていただいたので、それで確認できたのでいいんですけども、今までの顕著な業績というと、どのレベルで顕著と言ったのかなと思って、

それに対して今後の評価してのという形になっていったときに、今の話だと、評価があつてのことなんですが、特段不利になるようなことはない。むしろ、多くの方に、有利と言っちゃうと変なんですけれども、細かく評価される形になるという考え方でよろしいですか。

○久保山晋一人事課長 今回の改正ですけれども、今までの顕著な業務の成績というところになりますと、なかなか支給の基準というものが判断しづらいところもございますので、今回の改正の趣旨としましては、一般の職員と同じように期末手当、勤勉手当というところの中で、勤勉手当を支給することによって、その職員のモチベーションの維持ですとか、あと、民間職員でもやはりこういった専門性の高い職員の需要度が高まっておりますので、そういった民間との競争力、取得といいますか、獲得の競争力の強化というところも視野に入れた中での改正というふうになっております。

以上です。

○井出哲哉副委員長 分かりました。

○内田修司委員長 そのほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第31号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第31号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号「焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は11ページ、参考資料は32ページからです。

それでは、議第32号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決をいたします。

議第32号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第32号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第33号「焼津市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」を議題といたします。

議案書は12ページ、参考資料は33ページからです。

それでは、議第33号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第33号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第33号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第34号「焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は13ページから、参考資料は34ページからです。

それでは、議第34号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 確認なんですけれども、この条例の一部を改正する条例について、その影響額なんですけれども、これは、一般会計の予算書の183ページのところに、給与改定に伴う増減分として1,990万3,000円あり、それから、職員手当として制度改正に伴う増減分として6,341万7,000円とあるんですが、この増減が今回の条例の一部改正による影響額ということでしょうか。

○久保山晋一人事課長 おっしゃるとおりでございます。

○秋山博子委員 了解です。

○内田修司委員長 ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第34号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第34号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第35号「焼津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は37ページ、参考資料は59ページからです。

それでは、議第35号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○河合一也委員 今回、職業のところに「安定した職業」と、あえて「安定した」と入れた意図を確認させてください。

○久保山晋一人事課長 そもそも安定した職業という定義ですけれども、1年を超えるような雇用の見込みのある職業のことを指しております。この売手市場になってきたというところもありまして、人手の獲得競争も激しくなったというところの中でつけた、そのような改正となっております。

○河合一也委員 了解です。

○内田修司委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第35号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第36号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は38ページ、参考資料は62ページです。

それでは、議第36号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 特にないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第36号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第36号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで当局の入替えのため、暫時休憩いたします。9時35分まで休憩です。

休憩（９：２３～９：２５）

○内田修司委員長 休憩前に引き続き、総務文教常任委員会を開催いたします。

次に、防災部所管の議案の審査を行います。

まず、議第38号「焼津市消防防災施設整備基金条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は40ページです。

それでは、議第38号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○河合一也委員 この基金を廃止する説明は、一般会計のときに説明を伺ったんですけど、基金を廃止した後の事務処理というか、その流れというか、例えば基金の残高が、去年だと200万円ぐらいあったんですけど、それは一般財源にそのまま行くとか、あるいは特別な何か使い方があるのか、その辺の流れを教えてください。

○小長谷雅彦防災計画課長 今、委員のおっしゃった残金なんですが、今年度のコミュニティ防災センターの修繕ですとか、そちらに充てまして、残額はゼロということになっております。

○河合一也委員 了解しました。

○秋山博子委員 そうしますと、今後も新たに国、県で被害想定といたしますか、そういうのが出されるんですが、そういったことから、新たなタワーですとか防災センターとかの必要性が出たときというのは、またそのときに財源を確保して事業を進めるということになるわけですね。

○小長谷雅彦防災計画課長 委員のおっしゃるとおり、これから第4次総合計画の見直しがあって、どういった結果になるか分からないですけども、そういった結果を踏まえて、必要性を見ながら、今後検討することになると思います。

以上です。

○秋山博子委員 了解です。

○内田修司委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第38号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第38号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第50号「焼津市消防団員の退職報償金に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書の95ページ、参考資料は180ページです。

それでは、議第50号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○河合一也委員 直接これとは関わらないかもしれませんが、この改定は、この施行日以後にということになっていますけれども、例えば、令和6年末に35年とか超えた、そういう方がいたかどうかということを確認だけ。

○八木隆之地域防災課長 施行日以降ということで、35年以上の方が今1名、団員でいらっしゃいます。一応4月1日からということとなっております。

以上です。

○河合一也委員 その方はこれに当てはまるということでいいわけですが、この前に、この恩恵にあずかれなかった人というのは、ぎりぎりでいたのかなと思って。

○八木隆之地域防災課長 そういった方はいらっしゃいません。

○河合一也委員 その方が恩恵を受けるということでよかったです。

○内田修司委員長 ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第50号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第50号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第53号「焼津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は、追加議案の議案書1ページ、参考資料も1ページからとなります。

それでは、議第53号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

よろしいですか。

○河合一也委員 これもさっきと同じですが、ここに今回新しく関わる方というのはどれぐらいいらっしゃるんですか。

○八木隆之地域防災課長 関係の方が、受給される方が2名おりまして、1名が遺族補償の関係の方で、1名が傷害補償の関係の方になります。

以上です。

○河合一也委員 了解です。

○内田修司委員長 ほかはいいいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第53号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第53号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、防災部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

当局の交代がありますので、休憩いたします。

休憩（9：32～9：36）

○内田修司委員長 休憩前に引き続き、総務文教常任委員会を開催いたします。

次に、生きがい・交流部所管の議案の審査を行います。

まず、議第42号「焼津市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は84ページ、参考資料は163ページからです。

それでは、議第42号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○藤岡雅哉委員 私自身も施設予約で中学校の体育館とかお借りしているんですけど、これに伴って実務的なお話になっちゃって恐縮なんですけど、体育館は予約をして、使ったらお支払いをするのが、実はパソコン上だけでも、キャッシュレスでもできるんですけども、実際、体育館の冷暖房って、そのときに暑いとか寒いとか判断をしてつけたいのかなと思うんですが、その辺はどういう形になるんでしょうか。

○河守邦人スポーツ課長 現在、詳細な予約方法は検討中ですが、できれば、システム上で処理をしたいと考えております。1つは、施設を使うときの備品的な方法で申し込むという方法があります。ただ、それだと申込みと同時に予約することになりますので、先ほど言いました、あした使いたいとか、極端な話、今日使いたいという方もいらっしゃるかもしれません。そういったことに対応できる方法として、本当であれば電話とかで申し込めばいいんですけど、ただ、夜間ということでもありまして、また、管理人もございますので、なかなか連絡がついたりつかなかったりということもありますので、システム上で処理できないかというのをDX推進課と検討しておりまして、施設と同じような形で冷暖房という項目をつくってもらって、そこを申し込めば、例えば、前日とか当日でも申し込んで処理できるような方法を今できないかというふうに話をしております。

また、その辺の使い方が正式に決まりましたら、使用団体の皆様に御連絡して説明していきたいと考えております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 今その段階であることは理解をしました。

もう一つは物理的なことなんですけど、体育館のエアコン設置などを見ておるんですけど、

スイッチを勝手に入り切りできるかどうか。例えば全面、半面なんかのコントロールもありますので、それと、予約をした方が現実にそれを使ったかどうかというのはどうやって判別していくのかなと思うんですけど。

○河守邦人スポーツ課長 現状では、そちらの詳細な管理というのは難しいと考えております。今のところは、申請していただいた団体が、自分たちの判断でスイッチを入れてもらうということになります。ですので、申し込んだというのを自分たちで把握しておいて、施設の体育館の冷暖房スイッチを自分たちで入れて、切るという形を考えております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 そうすると、利用者がスイッチが入れられる。そうすると、逆に言うと学校ですので、誰でも、生徒さんでも入り切りができる状態のコントロール下にあるのかなって思っちゃうんですが、その辺は大丈夫ですか。

○河守邦人スポーツ課長 基本的に夜間開放の部分になりますので、使用する団体の方が使うので。生徒というのは学校の時間帯ですか。

○藤岡雅哉委員 中学校の体育館なのでということで。つまり、いつでも入り切りができちゃうんじゃないかって想像する。

○河守邦人スポーツ課長 その時間帯は教育委員会の管理下になりますので、我々では把握しかねます。

以上です。

○藤岡雅哉委員 そうすると、例えばスイッチを入れるところの配電盤みたいなものがあるって、許可された人が鍵を持って行って開けられるなら理解できるんですけど、そういう形になっているということですか。

○河守邦人スポーツ課長 配電盤には鍵はありますけれども、ただ、鍵の管理というのは、体育館の施設の鍵と同様になっておりますので、施設を借りたときは、一応冷暖房の鍵も一緒についてきますので、入れる、入れないの判断は、やはり申し込んだ方が申し込んでいるということが前提となります。

以上です。

○藤岡雅哉委員 じゃ、鍵を借りた人だけが冷暖房のスイッチが入れられるという認識でいいんですよね。

○河守邦人スポーツ課長 夜間開放の場面においてはそのとおりとなっております。ただ、昼間の鍵の管理というのは把握しておりませんので、よろしくお願いします。

○藤岡雅哉委員 いいです。この件なので大丈夫です。

○井出哲哉副委員長 冷暖房を半面で使い分けるということはできるんですか。というところを教えていただきたいと思います。

○河守邦人スポーツ課長 現実的には難しいと聞いております。ですので、半面しか使わないけれども、もちろん仕切りがございませんので、空気なものですから制御ができませんので、実質的には全体的に冷えるという形となっております。

以上です。

○井出哲哉副委員長 そういったところでもう把握されているんであれですけど、そうすると問題点として、半分借りる団体がエアコンを使用しますよ、半分の団体は、いや、

自分のところは使用しませんよ、窓を開けますよとなったときに、この団体同士がトラブルになったりすると、そういう可能性もあるなと思ったものですから、その辺りはいかがでしょうか。

○河守邦人スポーツ課長 料金的に半面ずつとなりますので、半面の方が使用するに当たって、半面の方は使わないというパターンはあるとは考えております。ただ、現状の施設としては、致し方ない部分もありまして、現在、総合体育館においても同様な形となっておりますので、取りあえずこのような形で運用させていただいて、今後、大きな問題とかがございましたら、その都度、検討していきたいと考えております。

以上です。

○井出哲哉副委員長 分かりました。

○河合一也委員 さっきのを確認ですけど、例えば予約して使うというふうにしたんだけど、実際そこへ行ってみて、今日は暖かいから暖房をやめようと言ってやめた場合でも、後でシステム上で処理できるようにしていただけるということでしょうか。

○河守邦人スポーツ課長 料金を支払っているか支払っていないかによりますけれども、支払う前でしたら取り消すだけで構いません。ただ、料金を支払った後ですと、料金の還付という作業が発生しますので、それは、例えばスポーツ施設におきまして、特に屋外とかあるんですけど、雨で使えなかった場合は還付という作業をさせていただきますので、支払いしてあれば、料金をお返しする還付という作業はしますけれども、基本的には取消しは可能となっております。

以上です。

○河合一也委員 1時間使ったけど、あと1時間って、時間は関係ないんですね。使ったら、それでカウントでいいと思うんですけど、この算定根拠って、金額は無難だとは思いますが、例えば、焼津中学校なんかでは安くなっているから、面積で安くするんですか。やっぱり空間ですから、体積を測って、ここはちょっとちっちゃいから安くなっているとか、そういう形態なのか。

○河守邦人スポーツ課長 料金でございますが、基本的に小・中学校の体育館は同一の料金となっております。あとは、大井川中学校の格技、武道のできるところと、大井川中学校の卓球場は卓球の施設がございまして、そちらになるものですから、そちらの中の全面的な冷房になりますけれども、焼津中学校は焼津体育館の中の一部というところがありますので、面積が小さくて、そこについている卓球用の冷暖房となりますので、料金が安くなっております。

以上です。

○河合一也委員 特に面積や体積は関係なく、ちょっとちっちゃいからというぐらいの感じで安くなっているんですか。

○河守邦人スポーツ課長 こちらは使用料がございまして、その施設の使用料の割合に合わせておりまして計算しております。

以上です。

○河合一也委員 最後に1ついいですか。あと、市内の在住、あるいは在勤の者以外が使用する場合には100%ということになってはいますけれども、市内の人が使うとか、そのときは100%じゃない場合があつて、その規定というのはあるんですか。

○河守邦人スポーツ課長 規定というか、スポーツ施設を利用するときは、市内の方は50%負担していただくという考え方が、焼津市では一般的にそういう考え方としております。ですので、それに基づきまして、冷暖房の使用料も、かかるおよその経費の50%を市民の方に負担していただく、市外の方は、そのまま100%負担していただくという考え方となっております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 関連です。今、料金のお話が出まして、エネルギーの利用料になるのか、そんなのが算定根拠なのかなと思ったんですが、全国でどういうふうに指定されているかという、時間500円だったり1,000円だったりという事例が、東京辺りで結構、全国的にそんなにエアコンのついている体育館はないようでして、事例は少なかったんですけど、割と切りのいい数字が多かったんですけど、もう一度、この算定根拠を少し教えていただけますか。

○河守邦人スポーツ課長 こちらの算定根拠でございますが、ただいま工事中のところもございまして、正式なガス代というのが、なかなか積算が難しかったんですけども、カタログ値におおよそのガス使用料というのがございますので、そういったところから算出しております。

体育館は面積がそれぞれ違いますので、だからといって施設ごとに料金を小幅に変えるというのは難しいと考えておりますので、体育館の中でも一番面積が少なかった和田小学校のおおよそのガス代を参考にしておりまして、和田小学校の体育館の面積を基に算出しております。算出につきましては、和田小学校が、およそ2時間当たり1,368円となりますので、1円以下を切り捨てた1,360円を基に計算しております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 今の算出根拠として、逆に今、カタログ値で計算をされているので、例えば1年運用されて、これが大幅に上限した場合には、やはり改定されることも検討されるということですか。

○河守邦人スポーツ課長 そちらは教育委員会のものになりますので、教育委員会でガス代を支払っていきますので、そちらと協議していきたいと考えております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 料金の件は理解をいたしました。

さっき手続の御質疑の中で、手続で当日使わなかったら支払い前であればキャンセルができるみたいなお話だったんですけど、今、体育館施設って、当日キャンセルって料金を支払う形がルールだと思うんですが、その辺の整合ってどうなるんですか。

○河守邦人スポーツ課長 施設につきましては、おっしゃるとおり当日キャンセルというのは利きません。2日前までにキャンセルをしていただくこととなりますけれども、ただ、施設使用に伴います備品につきましては、当日のキャンセル、あるいは当日の申込みというのが可能になっておりますので、備品扱いということで、当日の申込み、あるいは逆もできるというふうに考えております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 了解です。

○奥川清孝委員 使用料の考え方なんですけど、今回、空調の関係で、例えばこれ、電灯

の使用料ももらっているわけですよね。これからLED化が進んで、料金的にLEDにすると料金が下がる。そういった場合には下げるといふ、そういう考え方というのは、使用料の考え方として持っているんですか。

○河守邦人スポーツ課長 LEDはこれから工事に入っていくと思います。LEDの電気代というのもまだ分からないんですけども、通常の電灯よりは安くなると思います。

一方で、LEDにすることによって工事代等もかかっております。照明は、授業で使うことが少なく、夜間使うことが多いということも聞いておりますので、工事代とか導入費用をどういった形で反映していくか。学校で反映するか、それとも夜間開放の部分にも反映していくかというところを今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○奥川清孝委員 了解です。

○内田修司委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第42号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第42号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第54号「焼津市総合グラウンド陸上競技場メインスタンド耐震改修工事（建設工事）請負契約の一部を変更する契約の締結について」を議題といたします。

議案書は追加議案の3ページから、参考資料は4ページからです。

それでは、議第54号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○井出哲哉副委員長 改めまして、追加工事することになるということが分かった時期と、その状況というのを教えてください。

○高澤 清公有財産課長 不具合の発覚というか今回の経緯ですけれども、時期については、今年の1月15日に業者から説明があって、そこで分かったというところがございます。業者で詳しい調査をした中で、鉄筋とそれを覆うコンクリートの厚さが少し足りなかった部分があるというところの説明を受けて、それで今回、その部分の補修の必要が出たというところ、変更する必要があるということになったということでございます。

○井出哲哉副委員長 分かりました。

では、まず、一番最初の入札のときなんですけど、予定価格が設定されていますが、設定するに当たってのそのときの仕様書だとか、金額を設定するに当たっての調査というのは誰が行ったんですか。市の職員の方が行ったのか、どこかの業者にそこら辺は依頼したのか。

○高澤 清公有財産課長 これは、市内の設計事務所に委託をしております、設計事務

所が調査をして設計を行って積算をしていると。設計内容については市の担当も見ているというところでございます。

以上です。

○井出哲哉副委員長 設計の金額の中に当然調査というのも含めれると思うんですけども、正直、その段階でうまくできていれば、ちゃんとこのところを見つけられていれば、入札によって金額もさらに抑えられたかもしれないかなとは考えるんですが、その辺りで設計会社と、この金額が増えたことの責任というところというのは何か、こういう話というのはあるんでしょうか。

○高澤 清公有財産課長 今回の部分は、天井というか高い位置にあるというところ、それを調査するためには足場を設置しなければならないというところで、設計段階で、その足場を全部設置して調査をするというのはなかなか難しいというところ。

それと、仕上げて天井材も貼ってあるところもありますし、それを全部剥がして確認するというのは現実的ではないと。剥がすというか、調査をすることによって施設も使用できなくなる期間もかなり出てくるというような状況もございますので、設計段階でそこまでというののはなかなか難しいと。

そういった見えない部分、確認できない部分については、工事の中で足場を組んだ上で詳細な調査をしてやるというのは一般的なやり方ということで、今回そういうことで分かったということになりますので、設計段階はやむを得なかったのかなというふうのうちでは考えております。

以上でございます。

○井出哲哉副委員長 分かりました。

○藤岡雅哉委員 関連です。今のお話で分かったようなお話なんですけれども、令和6年9月に議決して契約されていると思うんですけれども、その段階では結局、今回の高所の部分の想定というのは予測ができていたんですか、できていなかったんですか、それはどちらですか。

○高澤 清公有財産課長 その段階で、多少あるというのは予測できたんですが、数量的には、これだけの面積になるというのは予測できていなかったです。

以上でございます。

○藤岡雅哉委員 先ほどの話の流れの中で、こういったことは建築をされるに当たっては一般的にはあり得ることなんだという御認識なら、それは分かるんですけれども、少なくとも、例えば、我々が議決をする段階のときには、そういう想定がある。設計事務所から、実はこういう可能性があり得ますというようなお話があるのであれば、入札で業者が確定後にその金額が上がるって、先ほど井出副委員長がおっしゃったとおりの危惧があるわけですから、やっぱりそれはしっかり御説明をいただく必要があったんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○高澤 清公有財産課長 今回、改修工事というところで、見えないところがあります。どうしても調査をしないと分からないというところは、一般的な改修工事の場合は出てきますので、それで、想定した以外に、逆にここはよかったよというようなところも出てくる可能性もあるので、ある程度想定の中で積算をせざるを得ないというところがございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 ある程度予測できた、もしかしたらそういうことがあるかもしれないということは、そうすると様々な事業でもそういうことはあるというところなのかもしれないんですけども、そもそもその欠陥といいますか、改修が必要な今回の部分というのは、かなり致命的なダメージになり得るという、そういうものだということなんですか。

○高澤 清公有財産課長 今回の部分は、鉄筋の劣化防止に関わる部分ですので、それをやらない場合は、やはり劣化の進行度が速くなってしまうので、それを防ぐために必要な工事ということで考えております。

以上でございます。

○秋山博子委員 そうすると、そもそもこのグラウンドのメインスタンドが造られたときにも、工事の検査というのはきちんとやられていたと思うんですけども、そのときには、検査は特に問題なく通っていたとは思いますが、その辺はどうだったんでしょうか。

○高澤 清公有財産課長 この建物は昭和54年3月に完成しております。今から46年前ということで、当時の検査の状況というのは詳しい記録が残っておりません。ただ、当然、検査に合格しないと使用はできないということになりますので、そういったところで検査はしっかり受けているというところだと思います。

ただ、当時と今とでは段階確認といいますか、担当者が確認する回数も少なかったような記録もありますので、その辺で少し見えなかった部分があったのかなというところは考えられます。

以上でございます。

○藤岡雅哉委員 先ほどのお話の流れの中で、見えない部分の調査をした上でこういう増額が起こったということは、もちろん状況としては理解をしますし、ただ、どうしても金額が2億2,000万円に対する6億6,000万円弱ですので、30%弱という形で非常に大きな変化が起きていると考えると、逆に、それがどなたも、設計事務所さんも市役所の職員さんも意図的にやっているなんてとても思わないですよ。普通にきっちりやられて、安全上のことを確認されて、これが必要なんだということを十分理解した上で言うんですけども、でも、これが全てまかり通っちゃうと、今後だって、別に入札しました、業者さんが言ってきました、じゃ、増額ですって当たり前のような感覚になってしまうのが、すごく素人考えとしては嫌だなという気がいたしまして、それを回避できないのかどうなのかということをお尋ねしたいんですね。

○高澤 清公有財産課長 今後の話でございますが、今回、やはり事前の調査をやろうと思えばできた。多少お金のかかる部分もありますけれども、事前に足場を組んでやろうと思えばできる部分もあったので、今後については、そういったところも含めて、こういった大きい金額の変更にならないような形で少し考えなきゃいけないかなというのは今考えております。

以上でございます。

○藤岡雅哉委員 そのお話を聞いて少し安心をいたしました。逆に言うと、申し訳ないんですが、その設計事務所さんにしっかり、今後こういった事例がないようにということ

は強く申入れをしたほうがいいのかと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○秋山博子委員 それで、当初の工事、昨年6月に議決した工事については、入札で事業者が選定されたわけなんですけれども、今回の追加になる工事の金額というのはどのように決められたのか。また、新たにその部分について別に入札をかけるというようなやり方というのはどうなんだろうかというふうに思います。

○高澤 清公有財産課長 基本的には設計変更という形で、新たに入札というのは考えておりませんし、また、別の工事をするということになりますと、また足場を組んだりとか、二重に手間がかかってしまうとか、あと、期間もかかってしまうというところもありますので、一般的には、今やっている業者さんをお願いするというのが基本的な話になると思います。

それと、入札の請負比率もかけていますので、その点については考慮はされるというところでございます。

○秋山博子委員 請負比率というのは、こういった意味なのか教えてください。それから、金額の妥当性はどのように評価するのかというところは、どうなんでしょうか。

○高澤 清公有財産課長 金額の妥当性については、見積りをいただいて、それがうちでも審査をする中で妥当かどうかというのを判断させていただいております。

○高杉信也公共施設保全室長 秋山委員にお答えします。

請負比率というのは、当初の入札におけるこちらの予定価格に対する、入札して決まった金額の比率です。なので、札入れをした金額で九十何%とか、そういう率が掛けられる、そういう形になっております。

○高澤 清公有財産課長 同じようにその分についても掛けるという形で、変更部分についても請負比率が掛けられると。

○秋山博子委員 分かりました。

○奥川清孝委員 将来的なことを検討していくには、やはり過去のことをしっかり踏まえていかなくちゃならないというのがあるんですよ。それで、さっきコンクリートが足りないところがあるという、そういう発言だったもんでお聞きするんですけど、当初は、じゃ、足りなくなかったのか。ただ、コンクリの厚さによって、中に入っている鉄筋の劣化だとかなんとかということが問題視されるのであれば、その当時の厚さというのはどうだったのかなという、そこへ行っちゃう話になっちゃうもんで。

そうすると、それじゃ、そのときの当時の完成の書類とか、そういうものがあつたら、四十何年前なので、設計は残っていないかもしれないけど、竣工図とか、そういうものは当然、保管はされていると思うんですよ。そういう竣工図を、それを変更設計するに当たって確認したのかどうか、竣工図どおりできていたのかどうか、そういうところをやっぱり1つピン留めをして、それから、将来的にそういうことが起こらないようにという対策を取っていく必要があると思うんですよ。ということは、それじゃ、そのときの状況をちゃんと確認したのかどうかということを確認します。

○高澤 清公有財産課長 書類に関しては、竣工図というものは確認できておりません。それで、ただ、竣工図のところに細かい、先ほどの鉄筋からコンクリートの厚さのところが書いてあるかという、通常は、そのところが書いてある竣工図というのはありませんので、ただ、その厚みのところをかぶり厚さと言いますが、かぶり厚さはこれ

くらいにしますよというのは、仕様書の中ではうたっています。

やはり46年前と今の施工では、かなり施工技術力とか材料とか、そういったものの違いがございまして、先ほど言ったように段階確認の回数も増えているという状況で、今の施工ですと、ぴっちりかぶり厚さを確保するようにしっかりとした器具を使って固定をして、かなりの力がかかっても鉄筋が落ちないような形で施工がされている状況もありますので、やはり46年前という、そこまでの技術力がなかったのかなというのは少し感じるところでございます。

以上でございます。

○奥川清孝委員 大体分かります。ただ、この場所が一番非常に分かりにくい場所。アスファルトの上に天井があるということで分かりにくい場所だけに、その施工が、調べて足りないのが、全部足りないだとするともっと大きい金額になるけども、一部分的な面積的なものになっているとすると、やっぱりそこはどうだったのかなという疑問を持たざるを得ない部分が出てくるものだから、今、課長が言われたように、当時のそういう細かい部分のあれというのは、今残っている分は、どうしても竣工図からなかなか追いきれないというところは確かにあると思うので、また、将来的にはそういう部分については十分、ならないように対策を取っていただきたいなと思います。これは意見です。

○河合一也委員 今のこと、私も事前に代表者会議で質疑させてもらって確認させてもらったんですけど、もう一回、確認としては、かぶり厚というのは3センチ、30ミリ必要だということを聞いているんですけど、今回はどれぐらいだったんですか。本当に数ミリというか、むき出しみたいなのところがあったのか、そうじゃなくて、30ミリには満たしていないけど、ちょっと少なかったのかとか、ばらつきというのはどの程度のばらつきだったのかというのだけ確認させてもらって。あんまり薄いようでは本当に心配だなというふうに思うんですけど。

○高澤 清公有財産課長 やはり落ち込んでいるところもあるので、局所的に見るとほばないというところもあったんですけども、ですので30ミリ足して、一律にモルタルを吹きつけていくというところで、当然、満足しているところもあったというところで、一部分的に落ち込んでいるところが鉄筋としてあったというところでございます。

○河合一也委員 施工としては、500平米のところを一律、またさらに30ミリというのか、最終的に30ミリになるように、均等になるように施工してもらうのか、そういうのはどうなんですかね。

○高澤 清公有財産課長 それぞれブロックごとで厚さを変えていきますので、そのところで最大の必要な厚さを、例えば10ミリ足りなかったら一律で10ミリ、モルタルを吹きつけるということでございます。

○河合一也委員 外から測れるような、鉄骨で今どれぐらいというのが分かるものがあるわけですね、検査する機器が。

○高澤 清公有財産課長 電磁波を使って、既存の鉄筋までの厚みというのを測れるような器具があるということでございます。

○高杉信也公共施設保全室長 今、公有財産課長がお答えしたのが施工前の調査で、施工中のかぶり厚さの測定については、今、施工方法について業者と協議中ではありますが、

想定しているのは、モルタルが固まらない針金等で刺しかぶり厚を確認する、または、細い金属製の物差しを差し込んで、そのかぶり厚を確認する、というような方法で確実に必要な厚さを確保するように考えております。

以上です。

○河合一也委員 分かりました。

電磁波で調べる厚さというのは、一番最初の建設当時はそういうのがなかったということなんですかね、言ってみれば。

○高澤 清公有財産課長 当時はそういう器具はなかったと思います。

以上です。

○河合一也委員 固まっていたら、なかなか調査しにくかったということがあったということですね。了解です。

○秋山博子委員 この工事によって、工期がどのぐらい延長するのか教えてください。

○高澤 清公有財産課長 今回の変更に伴いまして、工期の延長でございますが、3か月半工事が延びるということで想定しております。

以上でございます。

○秋山博子委員 3か月半というのは、かなり工事としては大がかりな工事なんだということが分かります。その間は、利用についてはどうなのでしょう。

○河守邦人スポーツ課長 陸上競技場につきましては、現在も使用は可能でございますが、スタンドは使用中止となっております。この3か月半につきましても、スタンドは御利用できない形になりますので、今予定していますのは、延長した工期が12月11日までとなります。こちらまでスタンドは使用できないことになります。

以上です。

○秋山博子委員 分かりました。

それで、今回、最初に去年の9月で契約が決まった業者さんが足場を組んで、詳細調査をしてくださったわけなんですけど、その調査には、かなりまたコストがかかったと思うんですね。それらは、今回の改修で増額になったところに調査費用というのも入っているということなのでしょう。

○高澤 清公有財産課長 その調査については、当初の設計の中に含まれているということでございます。

○内田修司委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第54号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第54号は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、生きがい・交流部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

休憩（１０：１８～１０：２５）

○内田修司委員長 休憩前に引き続き、総務文教常任委員会を開催いたします。

次に、教育部所管の議案の審査を行います。

まず、議第41号「語学指導を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は82ページ、参考資料161ページからです。

それでは、議第41号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○河合一也委員 今回の報酬のところで月額36万円を超えない範囲内というふうに、今までは住居費とか報酬と通勤手当なんかの文言があって、36万円を超えない範囲内とした理由といたしますか背景をお願いします。

○増井太郎教育部長 こちらはJ E Tプログラムという制度、事業がありまして、それに基づいて、外国から語学指導、A L Tであったりとか国際交流員とかを呼ぶ、そういった事業がございます。目的としては、外国語授業、英語とかのそういった外国語の教育の充実ということと国際交流ということがあります。その中で、全国にそういった人たちが、地方公共団体が求めると、そこから任用して配置をされるんですけども、やはり身分としては全国统一になっています。

それで、今回定めさせてもらったんですけども、実はJ E Tのプログラムで、報酬も上限額というか、この金額でやるようにというように出ています。このJ E Tでいくと最長5年までということで、会計年度さんだもんで1年の更新にはなるんですけども、最長5年までということで定められております。その中で、まず1年目は年額402万円ということで、月額にすると33.5万円、それで、2年目になると414万円程度ということで月額34.5万円、そして、3年目が426万円、35.5万円、それで、更新をしていって4年目、5年目になったときには432万円ということで、それをやっていきますと月額36万円という形になります。

今回、条例の中では、最高額というか、4年、5年まで延長した場合の額を上限として定めさせていただきまして、規則で、1年目は先ほど言った402万円、2年目が410万円ということで、規則できっちりした数字というか、額は定めさせていただこうと思っています。ですので、条例としては上限額を定めさせていただいて、それを御審議いただいて、この額の中で動くということで、あとは、細かいと言ったら変ですけども、1年目とかそういった数字は教育委員会規則になりますけれども、そちらで定めさせていただければということで、このような定め方をしました。

以上となります。

○河合一也委員 私もかつて、採用をしていたことがあって、外国人の英語教育ってなかなか難しくて、いろんなつてで私なんかも頼んだりしたんですけど、このA L Tは、国が推奨しているだけあって、当たり外れって変ですけども、日本になじんでくれる人

が比較的多かったかなというふうに思いますけど、ただ、高額な感じはどうしてもあったり、生活必需品まで面倒見るとか、そういうものはなかったでしたっけ。

○増井太郎教育部長 こちらのJETに関しましては、報酬の種類とかというのも決まっています、先ほど言った年額として出す報酬、普通、会計年度任用職員さんだと、それ以外に期末手当があったりとか勤勉手当があったりとかというのがありますけど、それは一応出ないということになっています。それは多分、地方公共団体によって規則が違ったりということで差が出てしまうということで、月額報酬という形でされていると思います。

あとは、今回、条例で上げさせていただきましたとおり、これ以外の費用としては学校に行くまでの通勤手当、それとか、あと、学校の中で出張とかをしなきゃならないときの費用、それと、特別なものとしては赴任するに当たって外国から来る、また、帰国する、その費用は見ましようということになっていて、例えば住居なんかも、この報酬の中で自分が、要するに生活必需品も含めてですけれども、それはこの報酬の中でやってもらうというような形になります。

以上となります。

○河合一也委員 何かALT、JETプログラムに限らないかもしれないんですけど、ALTの人が決まって住むような場所とか住居とかは、焼津市としてはあるんでしょうか。

○増井太郎教育部長 今までは、ALTということで派遣だったものですから、派遣で雇っている人、あとは市内に在住している人たちがその任務に当たってくれたわけなんですけど、今回、ALTにJETプログラムを活用するというので、居住とかも、いろんな公共団体に聞くと、そのところが受けてくれるとか、要するに住居先、そういったところも市である程度コーディネーターという形で雇って、生活になじむようにとか、最初の年はそういったことで支援はしていかなきゃならないかなというふうに思っています。

ですので、委託だとそのまま来てもらってという形になりますけれども、JETプログラムについては、日本に来て、そこに住んでもらいながらそういう活動をするということになりますので、そういった生活面での支援というのにも必要になってくるかなというふうには思っています。

ですので、居住なんかを探すときには、やはり手伝いというか、そういった形でやっていかないとというふうには今考えております。

以上です。

○河合一也委員 多分そうだろうなと思ったものですから、例えば3年とかで替わっていくのが基本だろうと思うけど、決まったところがあれば、生活必需品を残したまま次へ次へと行くように、そういうことで空き家対策でも何かうまく活用できるかなって思ったりしたことかがあったものですから、一応参考までに。これは意見です。

○藤岡雅哉委員 予算の審議のときにも質疑しているものですからあれなんですけど、なかなか整理が追いついてなくて。JETプログラムは国の指導もあって、全国の自治体が横並びでやっていきましょうね。今後これをスタンダードにしていこうという考え方だとは思われるんですけど、逆に、今は過渡期で、今までの契約形態の方と今回のJETの方というふうな、何となくそういうふうに分けているんですが、

今回は会計年度任用職員として採用される。これまでの方というのは、どういう形だったか、もう一回御説明をお願いします。

○増井太郎教育部長 外国語教育というのを今、小学校、中学校でどうしているかということをもまず御説明させてもらった後に、こういう形で、その方たちが従事しているということを御説明させていただいたほうがあれかなと思ひまして、お時間いただければと思います。

まず、外国語ということで、今回、ALTはあくまでも外国語指導助手になりますので、当然、先生がいて、そこに補助として入る。ですので、ALTさんが独自で授業をするということではなくて、あくまでも外国語指導助手という形になります。

それで、今、小学校3、4年生というのが、3、4年生から外国語活動ということで年間35時間、あと、5、6年生は外国語科という授業がありまして、70時間の授業をやらなきゃならないということになっています。中学校は週4時間、年間140時間、英語の授業があります。

そのときに、今、小学生に関しては、全てALTさんをつけるようにということでやっております、その割り振りとしては、今、ALTさん、小学校に従事してもらっている方は12人になりますけれども、その内訳としては、市が、もともと外国から来て日本に住んでいて、例えば保護者だったりとか、そういった方で日本に長くいる方を小学校3年生の外国語授業に行ってもらうようにということで、その方が4人いるんですけど、その方に関しては、勤務時間が特に年間ずっと平たくあるわけではないものですから、謝礼という形で出ます。ですので、会計年度とかということではなくて、あくまでも来ていただいて、そういう授業に当たってくださいということで、謝礼として払っています。あと、その4人の方には特別支援学級の授業も、今度、年間12時間入ってもらうような形で今考えています。

それで、もう一つ、4人が市の任用なんだけれども、会計年度さんではなくて、あくまでも謝礼という形で入っていただいている。それと、あと残りの小学校8人ということになります。ALTさんは、派遣業務をやっている企業さんに委託をして入ってもらうという形だもんですから、市で直接任用するわけではなくて、あくまでも、こういった授業をやるもんで、そこに派遣をしてくださってという形になります。そうすると、市は委託料という形で払うんですが、あくまでも任用は派遣会社さんとの関係になってきますけれども、あくまでも市は派遣会社さんと契約をします。

あと、中学校も説明させていただきますと、中学校は派遣で3人循環して、全部の授業につくということができないものですから、3人が回ってもらうということになります。去年までの、今、焼津市でやっている外国語授業に関してどういったALTさんがついているかということ、先ほど言った市の謝礼で任用している方が4人、それと、派遣で入ってくださる、委託でかけている方が小学校に8人、中学校に3人ですので、派遣で11人、それで合計15人の体制でやっております。

今回、ALTは、派遣でもなく、また、謝礼ということではなくて、日本に来て外国語の授業、それで日本に住んでもらって、逆に言うと国際交流の面もあって、日本で住んでもらうことによって、今度、その方々が帰国したときに、日本っていいよだとか、そういった関係もこのJETプログラムの趣旨としてはあります。国際交流という形で

あります。入っていただくものですから、任用の形態としては会計年度任用職員さんとして、市の職員として採用するというような形になります。ですので、その方を雇うとなると、当然、報酬であるとか、そういった費用弁償的なもの、費用弁償に何を払うことを条例で定めなきゃならないものですから今回出てくると。

もともとJETプログラムに関しては、昔からやっていたものですから、自治体によってはもう採用をしていて、ALTさんはJETプログラムで日本に来てもらった方に活躍してもらっているというのもあったんですけど、焼津市の場合は、今度、JETプログラムを中学校に入れてという形になっています。それで、中学校に何で入れたかといいますと、やはり日本語がしゃべれないものですから、小学校の先生というとなかなか英語がしゃべれる方ばかりじゃないもので、中学校というと当然、英語の授業をやっている先生方は英語がしゃべれるということがありますし、そういったこともあって、まずは中学校にということで今年。

それで、また、外国の方をお呼びするもので、日本と時期が違うんですよ。どうしても8月とかで、年度の当初からということではないものですから、8月以降、JETプログラムの方にまず2人入ってもらって、その代わり、派遣は1人減らしてやると。

ですので、中学校はさっき言ったように、3人で今、回っているんですけど、その時間を増やしたいというのもあったものですから、それも含めてJETで。

JETをなぜ公共団体とかが使うかというのは、国際交流があったりとか、そういったのがあるんですけど、もう一つが交付税措置がされます。普通に委託をかけると、補助とかというものが無いものですから、市の持ち出しと言ったら変になりますけど、JETプログラムに関しては、補助金とかという形じゃないものですから、地方交付税措置になっちゃうもんで、幾らということはないんですけど、基礎額として令和6年度の交付税の措置でいきますと、標準団体規模10万人の市区町村で120万円プラス、JETプログラム参加者実人数482万円ということでされますので、これで雇ったときに、報酬の分であるとか、あとは、社会保険料、共済といったものも出るという形になるものですから、増やすに当たっては、そういった財源確保という意味もありまして、今回導入させてもらったということになります。

説明が長くなりましたけど、以上になります。

○藤岡雅哉委員 大分理解が進みました。大変助かりました。

令和7年度のことを整理させようと、令和7年度4月から7月については令和6年度と同じということは、謝礼の方が4人、派遣の方が11人ですね。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

○藤岡雅哉委員 それで15人。8月からはJETが4人。

(「2人」と呼ぶ者あり)

○藤岡雅哉委員 予算のときに、4人じゃなくて2人でしたっけ。令和7年度はずっと2人でしたっけ。

○増井太郎教育部長 今、藤岡委員がおっしゃっていたように、令和7年4月から7月までは4人と11人の体制ということです。今回、中学校に入れるということで、中学校は今、3人、派遣でいました。それが、8月以降は、派遣が1人減って2人になります。それで、あと、JETで2人任用させようものですから、それで4人という

形になります。2人足して4人という形になります。

ですので、中学校に関しては、派遣の2人とJETの2人ということで、4人という形で、8月以降、そのような体制でやらせてもらおうとふうに今考えております。

以上です。

○藤岡雅哉委員　じゃ、4月から7月まではトータルで15人、8月以降は16人ということでありますね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○藤岡雅哉委員　私、質疑というか素朴な疑問として、先ほど御説明の謝礼、それから、派遣であれば、基本的に授業がある時間数で金額加算がされるかなと思って、雇用でもないので補償もしなくていいというところで行きますと、特に学校の場合には、夏休みだ、冬休みだというと、長期、必要のない期間が発生するかなと思ったときに、JETだと会計年度の雇用形態になるとすると、非常にコストが負担になるのかなという心配をしていたんですが、先ほどの御説明の中で、交付税の措置がされるということで、先ほど聞き取りにくかったんですが、1人当たり480万円ですか。

○増井太郎教育部長　令和7年度の交付税措置の資料が出ているかどうかあれなんですけれども、令和6年度の状況で行きますと、まず、標準団体規模10万人の市区町村で120万円という固定額があって、プラスJETプログラムの参加者人数、例えば今回、焼津は2人が入りますので、それ掛ける482万円です。その金額が一応、理屈上は交付税の算定になるものですから。地方交付税になってくると、実際に、それじゃ、幾らというのはなかなか分かりづらいんですけども、算定額としてはこの金額がされるものですから、当然、市の持ち出しというよりは、当然そういった交付税措置されるほうが財源的には。

ただ、そうはいっても、やはり子どもの教育というものもありますので、そこのバランスというような中で順々に入れていこうということで、一遍に全部を切り替えるということじゃなくて、順番に進めていければなということ。

今回2人雇用するものですから、その方の働きとかを見てもらったりとか、あとは当然、外国から日本に来てもらうということだもんですから、それで住んでもらうということだもんですから、じゃ、夏休みの期間、雇いませんとかということとはできないもんで、1年間の中で見て、あとは学校の中でそういった期間、こういった形で学校に関わってもらおうとか、そういったところはやっていく形になるかと思います。

多分、謝礼で払っている方は、授業がなければ来なくてもいいものですから、時給幾らという形で払えばいいので。派遣の人たちも、この授業に来てねというのがあるものですから、ある程度そのところというのはめどがつくんですけど、JETさんに関しては1年間で。勤務時間としては週35時間という形で言われています。ですので、通常の職員だと37.45時間ですから、それよりは短くなるものですから、パートタイムの会計年度任用職員というような身分になるかと思います。

夏休みとかの関係で、もしありましたら。

○小林伸生教育センター所長　少し補足させていただきます。

市任用の実績、謝礼の方については、授業の実績で謝礼をお支払いしていますが、派遣も含め、それから今回、JETプログラムのALTさんにつきましては、授業の補助

プラス特別活動だったり昼休みだったり掃除時間だったり、そういうときにも、先ほど部長が申しましたように、国際交流の意味合いもありますので、子どもたちに接してもらって、授業がないときでも交流をしながらというメリットがあるかなと思います。

付け加えて、夏休み、冬休み等については、指導助手の研修等も、ふだんはできないけれども、そういう長期休暇を使って研修等も計画できたらと思っていますところ。

○藤岡雅哉委員 2つあるんですが、先にJETプログラムの先ほどの交付の話なんですけれども、だんだんこれにシフトしていく、もしくは、定常的にそれを、毎年毎年JETを活用していくという話になりますと、国がいつまでそれを続けてくれるかというのは分からないですね。

○増井太郎教育部長 このJETプログラム自体が1987年に開始されている事業ですので、大分歴史がある事業です。ただ、実際にこの事業が国で交付税措置をするということは、当然、国も予算づけをしますので、そういった中で、この事業が本当に、僕らにとっては役に立つんですけど、国としてどうかというのは出てくるかと思えますけれども、宣伝されているのを見ると、既に78か国から7万7,000人以上が参加しているというような、そういった人的交流のプログラムになっています。

あと、公共団体によっては、先ほど言った外国語指導助手でも活用していたりだとか、あとは、国際交流員という形で国際交流の仕事に就く人なんかいたりだとか、あとは、スポーツ国際交流員という、その3つの仕事に従事するそうなんですけれども、地方公共団体によって、その方たちが活躍されていますので、なかなか一遍に国もとなれば、国の予算だもんですから何とも言えないんですけれども、ここまでの事業であると、急にということはないんじゃないかなというふうには思っております。

答弁としてはしっかりしたあれになっていないかもしれませんが。

○藤岡雅哉委員 おおむね理解ができました。古い歴史のあるものだという私の認識がなくて申し訳なかったんですけど、1個だけ、現場のサイドで気になるとすると、先ほど、派遣の方も含めて、休憩時間ですとか特別活動なんかも交流を深めてくださいという話があると思うんですが、それはもちろん理想的なお話だと思うんですが、現場のことを伺いますと、実は放課後、暇にしているALTの方がスマホをいじっているような話が多々聞こえてまいりますので、やはり教育部でそれをコントロールして云々というのはなかなか難しいことだと思うんですが、現場の負荷があまりない中で、どうやらちゃんと、変な話、お支払いをしているとおりの効果を生んでいただけるような運用になるのかということは、ぜひよくお考えいただいたり、現場の方と御調整いただいたりしたほうがいいと思うのと、JETが始まることによって、かなり長時間、その方々はいらっしゃるということになると、逆に、じゃ、休みはどうするのかとか、休み時間どうするのかという話がきっと出てくると思いますので、コーディネートされる方の能力にもよると思うんですけれども、私が言いたいのは、現場がとにかく、何だ、この人たち、いだけで遊んでいるなということじゃなくて、しっかり目的とした交流効果が現れるように運営していただきたい、そういうことをリクエストしておきます。

以上です。

○奥川清孝委員 関連して、今、藤岡委員から質疑があったとおり、そこには、市のJETと、もう一つは派遣の方と2つのあれが入ってくるわけですね。そうすると、どう

しても、その外国の方は委託先の社員だか職員になる。こっちは市の職員という位置づけになると思うので、そうしたときに、どうしても中の給与体系だか謝礼は違ってくるでしょうし、そうすると、どうしても学校での管理というのが非常に難しい。派遣社員とあれがいるのと同じように、非常に管理が難しいものですから、規定か何かを決めてやるのかどうか、その辺を。

○増井太郎教育部長 今、奥川委員がおっしゃっていただいたように、形態としては、市の任用のJETさんで来たALTさんと派遣で。逆に言うと、派遣さんは、もし、あまり授業をしっかりとできないよって言ったら、派遣元に言って代えてくれとかというのは当然、委託契約の中でできるかと思います。ただ、JETに関しては雇っちゃうもんで、逆に言うと、いい人が来てくれれば。ただ、雇用に関しては、こちらでこの人を任用するとかという面接とかは在外公館でやっていますので、こちらで、こういった人が来てくれればいいとかというリクエストはあるんですけども、そこはできないと。

委託に関しては、当然、その方が委託業務として、そういった業務をやってくださいということで委託をしているものですから、それに満たないような方であれば、例えば、交代をするようにしていただきたとかということもできますし。ただ、市で任用する方に関しては、市で先ほど言った研修をやっていったりだとか、それと、あとは、その方にとっても日本が好きになってもらって、また、帰ってもらったときに日本を宣伝してもらうというのもあるものですから、委託の方とは別個になるのかなと。

それで、委託の方たちは、もともと日本に来て住んでいらっしゃる方だもんで、あまり生活指導とかということはないのかなというふうには今考えているんですけど、今回、来られた方がどういった方かということも非常に大きいなというふうには思っています。

以上になります。

○奥川清孝委員 全くそのとおりで、先生はすぐ分かるんでしょうけど、ほかの人から、父兄とかから見ると、派遣なのかJETなのか区別がつかないもんで、その辺しっかりとやっていただきたいなと思います。

それともう一点、給与から報酬へ変えるということで、何で変えるのかなという、今、細かい説明でそれは分かりました。ただ、旅費とかいろいろ費用弁償の部分なんかもういくと、どうしても、給与じゃなくて費用弁償でいくと裁量権が大きくなるという部分があるので、給与規定とか、そういうものでいけばあれだけでも、例えば帰国するときの費用だとか、そういうのというのはしっかり決めておかないと、この人はこのぐらいだけど、この人は遠いもんでこのぐらいという形で、その辺の不公平さというものが出てくるあれなので、その辺は教育委員会の規則で何かある程度決めていくというふうなことでいいですか。

○増井太郎教育部長 帰国に関しては、例えば任用期間が終わってということで、最長の方だと5年になるかと思うんですけども、その方が日本に残ってとかという形になると、多分そういった帰国の費用では出さないと思います。

当然、来る国によってかかる費用も、渡航する費用というのは違ってきますので、そこはちゃんと規則で、まずは要件として、帰国するときにはこういった要件が要ります。なので、日本にずっといるのであれば、市が面倒を見る必要はないものですから、このところだとか、そういったものも規則にうたって、この方たちに払うというふうな。

どうしても帰国の費用とかに関しては、報酬ですと一律で幾らって決められるんですけど、費用弁償に関しては、なかなか一律で幾らかかるとか、今の段階で分からないものですから、当然、それは常識的と言うと変ですが、本来かかる費用、そういったものを支給するという形にしていくことになるかと思います。

ですので、条件と、あとは、額については、どこの国から来たとか、そういうことを見ながら支給額が確定してくるという形になるかと思います。

あと、通勤手当とか普通の旅費は、普通の職員でも同じ話だもんですから、そこは特に差はないという形では今考えています。

以上です。

○藤岡雅哉委員 今、奥川委員の御質疑の関連なんですが、委員会規則は、今回は参考資料には載っていないんですね。今、私、奥川委員のおっしゃったこと、まさにそのとおりだなと思って、帰国のための費用って、なかなかどうやって設定するんだろうと。トラブルになりがちだなと。それを、例えば学校の事務の職員の方に問い合わせられたら非常に困ってしまうだろうなと思いますので、どういう規定なのか。

○増井太郎教育部長 他団体とかの規則の形態だとか、あとはJETで出している、JETプログラムに関して、こういった規則例というのが出ていますので、そういったものを参考にしながら、現場で困ることはなくですね。

それで、あと、今回、雇用するに関してはこういった雇用形態になりますよということも、当然、本人さんにも伝えていかなきゃならないものですから、こういった費用がありますとか、そういったことは説明をさせてもらうんですが、そこには、また、規則もちゃんと整備をして、それこそお支払いする報酬ですとか費用弁償だけではなく、あと休暇とかそういった関係もございまして、そういったものも含めて、また規則をしっかり制定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 8月からということなので、いろんなところを参照されて、これからという話かもしれませんが、海外渡航の場合には費用も結構かかると思いますので、我々にも一度それは見せていただく必要があるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○増井太郎教育部長 今考えているのは、規則を考えているものですから、教育委員会での規則になるかと思います。市長部局じゃなくて教育委員会規則になるかと思うので、当然、交付をするには交付手続を取りますし、いわゆる例規集、あちらにも載ってまいりますので、そういったものを御覧いただければと言うと言い方があれなんですけど、そういったことで公表というか、ちゃんとされていきますので、見ていただければというふうに思っています。

ですので、内規とかという形じゃなくて、あくまでもそういった規則になりますので、そういった手続を踏んでの規定になりますので、そちらに関しては、そういったことでやらせていただきたいというふうに思っています。

○藤岡雅哉委員 私も経験が浅くて、それが多分、市の中のルールというか、議会と市の間のルールになっていないのかもしれないんですけど、もし差し支えがなければ、確定される前の段階、公表される前の段階で総務文教常任委員会に御提出いただくとか、そ

ういったステップが踏めるのかどうなのかだけ教えてください。

○増井太郎教育部長 そこがなかなかあれで、条例に関しては当然、議会の議決をいただいてということになるものですから、あと、事務に関していうところは、ある程度、任用しているところの裁量、当然それを逸脱すれば、おかしいかなと思うんですけど、規則に関して、特に議会に諮ってとかということをやっていないものですから、うちのところだけ、それをやってしまうということができないものですから、どうしても、そこはいろんな市の事務の中でも、条例として議会にお諮りしなければならないもの、それと、今回みたいに任用していただいて規則で定める部分、そういったものを、また、正式に出しますとかということは言えないものですから、もし、こういうのはどうなのというのがあれば、また委員からいただけるほうが、事務局としてはありがたいんですけども。ちょっと答えになっていないかもしれないですけど。

○藤岡雅哉委員 私の認識が不足していましたので、今のことは正確に理解をいたしましたので。特に、市民としての見方としては、やはり税金を使って旅費等を支払うということになると、それが適正かどうかと見たいな観点を持っているということだけしっかりお伝えおきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○秋山博子委員 先ほど、採用される２名の方についてなんですけど、それは、ある程度こういうというようなリクエストというか要望を出すことはできるけれども、国から割り当てられるという感じなんでしょうか。名前も外国青年というクラシックな名前がつけられているので、別に男性、女性とか年齢だとか、そういうわけではないと思うんですけども、全く、そうすると、ある程度リクエストを出して、来て、この方ですと充てられるという、そういう仕組みですか。

○増井太郎教育部長 国の事業ということでお話を今させてもらっているんですけど、実際は、この事業というのが、総務省、あと、外務省、それと文部科学省という、結局、国際交流があつたりだとか、外務省は当然、外国とのあれがあつたりとか、それともう一つ、一般財団法人自治体国際化協会ＣＬＡＩＲというところになるんですけども、そこが事務的なことをやっているということで、その協力の下で、あくまでも任用は地方公共団体がするんですよというような立てつけになっています。

それで、どういった方が来てほしいという。当然、いつの時期から２人欲しいですよというようなを出したときに、希望としては、例えばヨーロッパ圏がいいだとか、どこどこ圏の人が欲しいとかという希望は出せるんですけど、結局、こちらが希望を出しても、そのとおりにいかないというのは聞いているものですから、今回２人の方、どういう方が来られるかというのは、正式に発表されるまでは分からないというふうになります。

ですので、国が決めるといっても、事務を実際につかさどっている一般社団法人自治体国際化協会ＣＬＡＩＲさんというところが、そういった募集から何からかけて、いろんな在外公館とかに話をして、日本ではこれだけの人が欲しいですという要望が出ますとかというのを割り振ってやっていますので、その中で動くという形になるかと思っています。

それで、あと、外国青年という言い方なんですけど、議論もあつたんですけども、なかなか、もとの事業がこういった語学指導等を行う。今回、語学指導等の中には

国際交流員だとか、先ほど言ったスポーツ交流員が入っているので「等」になっているんですけども、焼津の場合には語学指導を行うになるんですけど、この事業自体が、語学指導等を行う外国青年招致事業になるものですから、その名前を使わせてもらって外国青年という形で使わせてもらっています。

他団体でも、外国青年と同じように条例なんかで文言を使っている。確かに秋山委員がおっしゃるように、外国青年なんですかと言われるところはありませんけれども、市としては、このプログラムで任用している人ですよというところを出したかったというのもあるものですから、これをタイトルとして使わせてもらっています。

以上です。

○内田修司委員長 秋山委員、いいですか。

○秋山博子委員 はい。

○藤岡雅哉委員 関連していいですか。今の言葉の定義でちょっと気になったんですけど、焼津市は語学指導を行う。語学指導等ということの「等」を外してしまっているという認識ですか。

○増井太郎教育部長 このJETプログラムは、先ほど説明がつたなかったと思うんですけど、このプログラムによって日本で活躍をしてもらうという3つの職種があって、1つは、外国語指導助手として、いわゆるALTですね。外国語指導助手として活躍してもらう方、それが語学指導を行うです。3つありまして、2つ目が国際交流員ということで、翻訳だとか通訳だとか国際交流イベント等、ですので、県とかに行くと企画とか、あとは国際交流課とか、そういったところに派遣される人なんですが、そういった方。あとは、スポーツ国際交流員というのが3つ目として、職種であります。それは、スポーツ指導を通して国際交流を行うということだもんですから、焼津の場合に、今、教育委員会で任用しようとしている人は、あくまでも外国語指導助手、ALTとして雇うことを考えておりますので、そうしますと、語学指導を行う方になりますので、逆に「等」にしちゃうと、などって何というところがあるものですから、あくまでも焼津としてはALTとして教育委員会としては雇うということがありますので、語学指導という形で「等」を取らせてもらったというのが、例規上の決めたときの議論となっております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 なぜ聞いているかというと、語学指導助手ももちろんそうなんですけれども、先ほどの空いた時間みたいな話をしていたときに、焼津市は国際交流課が新しくできたりしましたので、例えばそういったところと皆さんが連携を取って、つまり教育部に限定しない活動が、せっかく焼津市として会計年度として雇用するのであれば、有効に活動していただくのが一番いいのかなって、そういうイメージを持ったものですから、そこに限定しちゃうと、その人はその仕事しかできないのって思っちゃったものですから、今御質疑しました。

○増井太郎教育部長 どういう形態かというのは、これから入る中であれなんですけど、まずはALTのということで、そこまでの実際にそういった形で。当然、来る方もこういった職種で来るかというのはされてくるものですから、そのところはそういったことも、いろんな職種が混じってもいい方とか、実際に今度入ってもらうときに、ALT

の仕事だけで手いっぱいだよということであれば、そういったことも考えられますので、そこら辺はまた、この制度自体のこと、まずはA L Tとしてということで、このような形でまずは入らせていただければと思っています。

以上です。

○内田修司委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第41号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第41号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、教育部所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

休憩（11：08～11：08）

○内田修司委員長 休憩前に引き続き総務文教常任委員会を開催いたします。

次に、市立総合病院所管の議案の審査を行います。

議第11号「令和7年度焼津市病院事業会計予算案について」を議題といたします。

予算書は別冊の焼津市病院事業会計予算書です。

それでは、議第11号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○奥川清孝委員 総務文教委員会は初めてなものですから、まず、全体の予算の組立ての大きな質疑で申し訳ないんですけども、患者さんの医療の向上というか、そういうものに向けた予算の中でこれはどのぐらいの割合で入っていますか。

○内田修司委員長 もうちょっと具体的に質問されたほうが答えが出ると。

○奥川清孝委員 分かりました。

患者さんに向けた医療サービスの向上、そういうものがこの予算の中にどのぐらい入っているかなというのをちょっと、全体の話として聞いておいたらと思ったけど、なかなか難しい。今、これとこれが向上につながる予算だというのを拾い上げるというのは非常に難しいのかなと思うんですけど。

それともう一つは、これも難しいって言われちゃうとあれなんですけれども、地域の医療機関として、地域との連携、そういうものの事業というのか、この予算の中に入っているのかどうか。その辺も難しいですか。この事業は地域連携の事業だよという。どの程度予算に計上してあるかという。

○内田修司委員長 予算ですので、基本的な考え方というのはあるかなと思うんですけど、

予算の数字の面で言うとそこまで出すのは難しいと思う。基本的な考え方ということだったら。

○奥川清孝委員 基本的な考え方に基づいて予算を組んでいるわけですね。

○内田修司委員長 基本的な考え方を説明してくださいと言われれば答えられると思うんですけど。

○奥川清孝委員 そういう意味ね。どのぐらいの予算に入っているかということじゃなくて。例えばもう一つは感染対策の部分がどのぐらいあれなのかなという、そういうのもやっぱりあれだとすると、個々の事業の中で聞いていったほうがいいということですか。

○内田修司委員長 答えられますか。

○増田恵子事務部長 患者さん、医療の向上の予算はどのぐらいかというまずは御質問ですが、病院としては、この予算で市民の皆様、住民の皆様の医療の向上のためということで作成をしています。幾らって言われてしまうと、どこを抜き出すかというところもございますので、病院としてはこれ全体が地域医療の予算ということで考えております。

あとは、感染対策の部分ということで、今、ちょっと金額が幾らというのはすぐには出ないところではございます。

地域医療につきましても、この中の予算でやっているところではありますけれども、どこで幾らというのが、なかなか多岐にわたっておりますので数字的にはちょっとお許し願いたいところがございますけれども、考え方としては、地域医療も含めた予算となっております。

以上です。

○奥川清孝委員 すみません。何か質問が大きい話になっちゃって。

地域の医療機関がありますよね、診療所。そういうようなところと病院と連携をしていくという事業に対する予算というのは積算って、こういうことが、連携のあれがあるからこのぐらいの予算がこの中に入っていますよというのは、この予算の中のどこに当てはまるんですか。

○川村 仁地域医療連携室長 病院と各地域の医療機関との連携の予算ということですけど、予算的にはごく少量のもので、こちらからちょっとした手土産を持って御挨拶に行くというようなものぐらいでしか医療連携の予算というものはございません。

うちからは、各診療科の科長をもって、顔の見える関係づくりというこでやっておりますので、そこで予算が発生するということはございませんので、特に予算づけは大きなものとしてはございません。

以上です。

○奥川清孝委員 了解です。

○藤岡雅哉委員 私も総務文教常任委員会は初めてで、病院の会計は非常に不慣れなところだということを前提にした上で、一般市民として聞いていると聞いていただければと思うんですが、御説明の中で、令和7年度が136万円の黒字という御説明があったかと思うので、それについてもう一度詳しく教えていただけますか。

○森下政安喜病院経営戦略課長 経常利益が136万9,000円、令和7年度となるということですけども、これについては8ページを御覧ください。令和7年度焼津市立病院事業予定キャッシュ・フロー計算書、こちらの一番上に、当年度純利益としまして136万

9,000円の計上をさせていただいております。

○藤岡雅哉委員 ちょっと大前提みたいところで、私なんかは実は民間企業の勤務経験しかなくて、この会計を見ますと、民間企業と同じような事業会計を取っておられるのかなと思うと、黒字であることを目指しておられるという前提でいいのか。何でそんなことを聞かかという、今定例会の一般質問の中で、赤字経営が必ずしも課題じゃないというような認識も実は一部出ていたりしていたものですから、我々はどこを是として見ていけばいいのかなということをちょっとお尋ねしたかったということです。

○森下政安喜病院経営戦略課長 御質問のとおり、当然企業ですので、黒字を目指すということで黒字予算を組ませていただいております。

ただ、現状としては大変厳しい状況ではありますので、そちらについても努力をしていくわけですが、最初から赤字予算ということも当然考えられなくはないんですが、新病院のこともございますので、まず今は、何とか稼働率で85.5%を目指して収益を確保していくというようなことも含めまして、収支については黒字予算を組ませていただいて、そこを目指して、目標にして頑張っていくということでございます。

○藤岡雅哉委員 私も病院が民間企業のように収益を求めればいいのかなんてとても思っているわけではありません。地域の医療を担っていただいているということは十分承知の上でお話をしております。ただ、その中でも、今回やっぱり会計審査ですので、もちろん黒字は黒字なんですけれども、一般会計からの繰入金が21億8,000万円というような形であって、昨年度から比べれば20%ぐらい増えているというふうに考えるんですが、これは何か目指すところがあったりするんでしょうか。

○森下政安喜病院経営戦略課長 繰入金について何かを目指すというところは特にないんですけれども、繰出金につきましては、繰入れ基準、繰り出し基準に基づいて額を計算しまして、市から繰入れをしていただいております。

○藤岡雅哉委員 繰り出し基準を勉強します。分かりました。

○秋山博子委員 関連で。今の繰り出しの基準についてなんですけれども、総務省から毎年、今年度はということで繰り出し基準の通知があると思うんですけれども、昨年、令和6年と令和7年の繰り出し基準の通知で、総務省から特に注視すべき変更点とかありましたら教えてください。

○森下政安喜病院経営戦略課長 令和7年度、令和6年度につきましては、繰り出し基準についての変更はございません。

○秋山博子委員 特に変更がないということなんですけれども、それで、先ほど藤岡委員が言ったように、昨年よりも繰り出しの金額が増えていると。それぞれどういった、主にこういったことに使いますということの説明は、予算説明のときに主なものとしていただいたんですけれども、それらが一時的なものではなく、固定的なものといえますか、今後も経常的にカウントされるような種類のものであるとすると、そうすると、繰り出しの金額は今後上昇していく方向にあるのか。またはなるべく、やはり市の一般会計もなかなか厳しい状況ではあると思うので、その辺をどのように考えているのか。一応基準はありますけれども、金額を決めるのは任されていると思うんですよね。それなので、ちょっとその辺の考え方を教えていただけますか。

○森下政安喜病院経営戦略課長 繰り出し基準につきましては、一応総務省の繰り出し基

準の通知に基づいて計算をさせていただくのですが、ただ、そこについては文言しか正直書いていないものですから、それについての考え方は、委員おっしゃったとおり、各市町の考え方は異なると思います。その中で、毎年繰り出した算出根拠の資料というかそういった形で、単純に不採算の部分繰り入れ、繰り出しするということになっておりますので、その不採算額を計算するものがございまして、それに基づいて、一応財政と整理をさせていただいておりますので、その年の収入、支出、費用とその差引きの関係で、多少といいますか、年によって増減をしますし、あと、繰出金の場合は企業債の元金償還と利子がありますので、当然投資が増えますとその分元金が増えて、その2分の1を繰り出していただくような形になりますので、それで変動はございます。

○秋山博子委員 それで計算されているということなんですけれども、評価としていいですか、様々な経営努力というか、その辺、予算の説明のときにも、例えば備品調達の範囲を広げるとか説明をいただいていますけど、そういったようなことも、これからコストをなるべく下げるといことの方でいるということだと思えるんですけれども、何か方針的なことをもう一度いただけますか。

○森下政安喜病院経営戦略課長 方針というところと何かあれですけれども、当然、収入と支出、費用との差額ということで、単純に言うと赤字で出ている部分を補填していただくような形で、この算出に基づいてしますので、そういった部分では、委員おっしゃったとおり、費用の削減をすることによって繰入額が下がるということになりますので、当然、病院としては、そういった費用に計上される部分の経費については、当然削減するような形でいきますし、もちろん収入についても患者数を増やして収益を確保していくということは当然必要になってくると思いますので、そういったことは引き続き努力していきたいと思っております。

○秋山博子委員 それでは、収益についてのということで関連なんですけど、23ページで、付記として、年間の患者数ですとか様々人数が、入院と外来が出されているんですけれども、この人数ですが、これは病院全体の目標数のようなものだと思うんですけれども、それぞれの診療科ごとの目標の数というのがあって、それを足した数字が、ここに人数が入っているということなんでしょうか。

○森下政安喜病院経営戦略課長 こちらの患者数につきましては、各診療科の積み上げということではなくて、年間、病院全体としての目標ということで患者数を想定させていただいております。

以上です。

○秋山博子委員 もしくは、各診療科ごとに目標となる目安があって、それに乖離しているというのは、今までのそういった調査といいますか、それがあれば、どこに力を入れるというようなことができるのかなと思ったのでちょっと聞きたかったところなんですけれども、特にそういったことはないということなんです。

○関 常司管理者 いわゆる都会の大きな病院とか大学病院ですと、常勤の医師はずっと毎年一定なのでそういうことはできますけれども、うちは大学からのローテーションとか、そのときによって3人来るときもあるし1人しか来ないときもあるということで、各科の常勤医師の定数というのは年によって変わるわけですね。その辺の中堅の先生方が当直したときに診た患者を診れるものはその数も動きますから、その科の、要する

に入院数というのは年によって必ずばらけますので、各科ごとの目標というのはなかなか立てにくいという状況です。当直のときに診た患者をそのまま持つケースがかなり多いので、だから腎臓内科の患者が肺炎を持ったりとか平気でやっていますから、そういうことで、入院数というのはなかなか変動しますので、よろしいですか。

○秋山博子委員 そうしますと、この患者の数字というのは、これまでの傾向、それから、今後予測してという数を出しているということですね。

○関 常司管理者 そういうことです。今までの経年で、いいときもあるし悪いときもあるけれども、ここら辺までだったら目標を立てられるかなという数字で設定しています。

○内田修司委員長 秋山委員、いいですか。

○秋山博子委員 はい。

○藤岡雅哉委員 関連です。私も、入院の年間患者数というところで、令和5年度の結果を見ますと12万人ちょっとです。令和6年度はちょっと分からないので、令和7年度13万1,400人という形でちょっと開きがあるものですから、令和6年度が増えつつある傾向にあるのかどうなのか。これが目標になっていないのかどうなのかということの確認ですけれども。

○見崎孝之医事課長 それこそ入院の今年度の状況ですけれども、1月末現在で、令和5年度と比べると、入院患者延べ数で5,930人ほど減少しているというような状況でございます。

○藤岡雅哉委員 今のお話でいきますと、13万1,400人という想定数が厳しいのかなという予測になるんですが、そこはいかがなんでしょうか。

○森下政安喜病院経営戦略課長 確かに現状、あるいは令和5年度等の数字を見ますと、まだ85%ちょっとと開きがございます。これにつきましては、昨年、病院の1つの考え方としまして、新型コロナウイルス感染症がございましたけれども、その新型コロナウイルス感染症前の平成30年、平成31年が85%ぐらいで推移をしていたものですから、新型コロナウイルス感染症で非常に70%に落ち込んで、そこから今度、令和4年、令和5年、令和6年にかけて82.5%、85%をまず目指すというような形で、病院の事業のほうに取り組んでまいっております。

ただ、そうは言っても患者動向等が変わってきているということも含めまして、病院ではどうすることもできない、患者を増やそうと思ってもなかなか自然には増えない形になっておりますので、そういった形で、今、実際のところは、現在、まだ昨年と比べても患者数が少ない状況ではございますけれども、ただ、目標としては85%、何としてもそこを目指すということで令和7年度も取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 85%は病床稼働率でいいんですよね。それが85%を目指すされるのはもちろんそれで全然いいことだと思うんですが、昨今は、このデータを見ましても8割を切っているところがほとんどだと思います。

今回なぜこれを言っているかという、当然、平均患者数と稼働率というか、1日平均の収入に掛け算をして収入を算定されるというふうに考えますと、それが根拠となって収入になるものですから、前提が狂ってしまうと全然狂ってしまうのかなと。もちろん目標とされるのはいいと思うんですが、この設定のされ方でよしとされていい

のかどうなのかって、ちょっと判断がなかなか難しいなというところの質問ですけども。

○森下政安喜病院経営戦略課長 収入についてはそのような形で組んでおります。この目標の設定がどうかということにつきますと、現状と比較すると、少し遠い数字で差がある数字じゃないかということはおっしゃるとおりだと思います。

ただ、423床の病床稼働で運営しておりますけれども、それに見合う職員数も確保しておるわけですので、その職員、あと、もちろん施設の状況も含めまして、そういったものを最大限に活用していくということを考えますと、やはり85%程度の稼働率を目指して取り組んでいくということが当院の目標になるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 理解はしました。理解したところでお尋ねすると、今のお話でいくと、原価がかかります423床分の人員を確保しているんだということで、稼働率の85%で確保しているんだということになると支出はそれで決まってくるわけですね。そうすると、この収益がないと成り立たないという話になりますので、じゃ、そのために何をやるのかというところが、多分相当細かい積み上げで努力されると思うんですが、主なところだけ、大きなところを教えてくださいませんか。要は目標達成のためですね。

（「売上げじゃないですか。収益」と呼ぶ者あり）

○藤岡雅哉委員 はい。

（「売上げがこの目標とすると原価はこの辺りということ」と呼ぶ者あり）

○藤岡雅哉委員 もう一度申し上げますと、売上げって何かすごく嫌らしいんですけどね。その根拠になっているのがこの年間患者数だとするならば、変ですよ、それを達成されるために何か御努力があるのかということです。いいかどうかは別にせよ。

○森下政安喜病院経営戦略課長 おっしゃるとおり、延べ患者数を増やすことになりますけれども、そのためには、新入院患者数を増やすという形、実患者数を増やすということが必要になってきます。新入院患者数を増やすためには、当然外来の患者数を増やすというか、外来の患者数といいますか、入院に移行する患者さんを増やしていくというのは、細かく言うとそういう形になるんですけれども、そういった方というのは、当然、開業医さんからの紹介患者、当院でないと診療ができないような患者さんということで、当院で精密検査をして、必要があれば入院していただいて治療していただく、あるいは手術をして治療していただく、そういったような患者さんをできる限り増やしていくというような形で、先ほど地域医療連携の話も少し出しましたが、地域医療連携を充実させていくという形で昨年度からずっと取り組んでおりますけれども、特に今、医師の同行訪問ということで、副院長、診療技術部長、各科の診療科長が地域医療連携室の職員と共に、この地域、市内だけではなくて、志太榛原地域の開業医さん、福祉施設等を回らせていただいて、紹介をしていただくような形でお願いをして今回っておりますので、まずはそういったことを徹底してやっていくということで考えております。

以上です。

○川島 要委員 ちょっと確認なんですけど、例えば夜間も含めて、救急車を呼んで救急搬送してもらうという場合です。私、自分の経験上、焼津市立総合病院へ行ってしまう

と、最寄りの病院に行かなきゃいけないと。

要するに救急車で搬送されるというケースの場合に、どこの病院を選択するかって大きいと思うんです。それが、どんどん焼津市立総合病院に運んでよという体制になっているのであれば患者数も増えると思うんですけど、その辺の何かそういう申合せみたいなものってあるんでしょうか。

○**関 常司管理者** 今の循環器疾患に関しては一応基準があって、うちはちょっと循環器がそんなに今多くないので、緊急カテーテルとかが必要な場合にはどこかへ回すという申合せはあります。それ以外のものに関してはほとんどうちで受けるはずなんですけれども、そこが、だから、やっぱりほかの重症の患者さんが来ていて、人手が足りない、マンパワーが不足の場合にはお断りすることはありますけれども、一応そういった特殊な基準以外のものに関しては応受率、多分95%くらい行っている。救急車の応受率は、いわゆる都会の病院なんかには比べたらはるかに高いのが状況です。

申し訳ないんですけど、循環器に関してなるべく早くもう少し対応したいと思うんですが、静岡のほうに運ぶケースは多いかなと思っています。

○**川島 要委員** 救急車が来た段階で心臓なのか、どこなのかという患者の症状を見て、ある程度の大ざっぱな判断をしながら、あとは受け入れてくれる病院を探すわけですよ。どういう状態のどういう症状の患者であるかどうかというのは、あまり判断できない状態の中で救急患者を受け入れられるかどうかというところ、あとやはり、病院の経営をしていくためには、もっともっと門を開いて救急患者を受け入れるという体制の強化をしていくべきところも一つかなと思うんですけど。

○**関 常司管理者** 多分共通というキーワード、救急現場ではずっとキーワードで振り分けするしかないので、もう全然、例えばもう意識もなくなって、結果的に来たら大動脈解離だったという患者さんは幾らでもうちはいます。その場合には翌朝までほっておかないで、すぐにその日のうちに搬送するようにはしています。

○**内田修司委員長** いいですか。

○**藤岡雅哉委員** 今のお話にも通じるところではあるんですけども、私も初めてなので勢いでちょっと言いますけれども、延べ患者数を増やす、ただ、我々一般市民の感覚って、焼津市立総合病院って簡単に行っちゃいけないところなんだという認識が強いんですよ。あるときから、予約をしないと行っちゃいけないし、まずはちょっと何か症状があったら、近所のお医者さん、かかりつけ医さんに必ず行って相談をして、本当に必要だったら焼津市立総合病院を紹介していただいて行くんだという認識が高い。その持っている感覚と、先ほど延べ患者数を増やすということにどうしてもギャップを感じてしまうものですから、逆に言うと、例えばその目標値を下げて、それで賄えるような病床数にするとか、それから出費にするというのが一般的な考え方かなと。ごめんなさい。本当に素人考えで申し訳ないんですが、そういう率直なものが市民の感情としてあると思うものですから、ちょっとそこの感覚だけ教えていただければありがたいなと思うんですけど。

○**森下政安喜病院経営戦略課長** 藤岡委員がおっしゃった、市民の皆さんからすると、市立病院は紹介状がないとかかれないよという、確かにそうなんです。これは、私たちが決めているというよりも、国の制度で、地域医療支援病院、また、紹介受診重点医療機

関というふうに県から定められております。そうすると、どうしても受診していたためには紹介状を持参していただくという形にはなってしまうものですから、そこは正直、ちょっと私たちにとっても歯がゆい部分がございます。

ですので、金曜日にも行いましたが、シンポジウム等でいろんな周知をさせていただいて、それを含めて受診をしていただければ一番ありがたいんですけども、それでももし何かあればやはり開業医さんにかかっていたらいい、必要な場合については当院へ紹介していただくという。どうしてもそのシステムはあるものですから、そういった形で診療を続けていく、ですので、地域医療連携を推進するということで。紹介を受けるのと同時ですけども、その代わり今度、当院で治療が済んだ患者さんで、ある程度症状が安定した患者さんで地域へ、開業医さんに戻させていただく患者さんについては、逆紹介というような形で開業医さんに紹介させていただいて、身近な医療機関で治療していただいて、定期的な受診が必要な場合については半年に1回、またうちのほうに紹介していただいて、検査をして、問題がなければ開業医さんに戻していくといったような地域医療連携を推進していくというようなことで、この地域の中で受診していく中で、当院についても急性期病院として、地域医療支援病院として経営をしていくということが必要なかなと思います。その中でまた規模がということであれば、またそのときに、そういった状況を見て検討していく必要があるのかなと思いますけれども。

以上です。

○藤岡雅哉委員 この件については最後にします。

やっぱりどうしても違和感があるのは、そうやって考えると、仕組みがあって、役割があって成り立っているものだとすれば、私みたいな民間の営業上がりの仕事じゃないとすれば、率直に申し上げれば、延べ患者数の目標値の設定がちょっと違うのかなと。今、現状の実勢値があると、傾向値があるとして、すごく御努力をされて地域の連携を取って患者数を増やそうとされていると思うんですが、絶対数がそんなに増えるとはやっぱり思えないとすれば、最初の入り口の設定値ってすごく大きなものだと思いますので、それについてはぜひ今後も研究していただければいいかなというふうに感じました。

以上です。

○秋山博子委員 今の藤岡委員のお話ともちょっと関係があるかなと思うんですけども、地域連携がすごく大きな力を発揮する可能性があるんだなということを感じましたけど、もう一つ、医療機器、焼津市立総合病院はこれがあるという大きな評価といいますか、そういうところだと思うんですが、今回、2ページでは企業債として、医療機器等整備事業というのがあって5億9,120万円で、隣の3ページに、取得する資産として医療機器が3点ありますけれども、それぞれの金額を教えてください。それから、少し簡単でもいいんですけども、機器の説明も一緒にいただければと思います。

○森下政安喜病院経営戦略課長 まず、予算書3ページ、第11条の部分と思うんですけども、医療機器としまして、こちらについては、予算資料には2,000万円以上の機器を掲載するという形になっております。今回、令和7年度につきましては、全身用X線CT装置が、予算額としましては1億9,250万円を予定しております。

機器の内容についてはよろしいですか。

○関 常司管理者 じゃ、金額だけで。

○森下政安喜病院経営戦略課長 金額だけ私からお答えいたします。

次のアンギオ（血管造影）装置の周辺機器につきましては、金額が1億7,820万円、次の高圧蒸気滅菌装置ですけど、こちらが2,420万円。

以上でございます。

○瀧井達志診療技術部長 C T撮影装置につきましては、15年ぐらい使っている機器の更新になります。最新式の全身用のC T装置を購入していただく予定になってございます。

あと、アンギオ装置につきましては、当年度、アンギオ装置の更新をしていただいて、それらの機械の周辺機器、心臓カテーテルの機械の周辺の機器になります。

以上です。

○岡谷敏明病院施設課長 先ほどお答えしたものの残りとしまして、高圧蒸気滅菌装置、こちらは更新作業になるんですけれども、手術等で使いました機器を高圧で滅菌するという装置になります。

以上です。

○秋山博子委員 そうしますと、全身用X線C T装置は更新であり、高圧蒸気滅菌装置も更新ということで、真ん中のアンギオ（血管造影）装置周辺機器、これは令和6年に購入したもの。これをそのときに購入じゃなく、令和7年に周辺装置ということは、周辺装置がなければ、令和6年の時点では使えないままだったということなんでしょうか。

○関 常司管理者 内々に循環器のドクターを派遣してくれるって話で進めたんですけど、残念ながら、来年度はまだ赴任がないので。ただ、機械はもうそろえてくれと言われているので、そういうふうにとちょっと時間差を入れて。ちょっと1年は遅れると思います。

○秋山博子委員 リクルート対策といいますか、そういうところで効果が発揮できると本当にいいなと思います。

それで、やっぱり医療機器ってすごく高額で大変だなと思うんですけど、機器を取得するに当たっては、医師がそういう機器があるならということで採用しやすくなるというか、引かれるというのがあるのも1つだと思うんですけど、それを取得することで見込まれる収益性というのでも検討したと思うんですけど、このアンギオ血管造影装置、これを令和6年で購入して、次年度、周辺機器を整えるということなんですけど、収益性についてはどんなふうな検討がされているんでしょうか。

○関 常司管理者 心臓カテーテル検査というのは非常に高額な機器を使って、収入は増えますけれども支出もかなり多いので、どれほど差額で、いわゆる黒になるかというのは実はなかなか難しいところなんです。プラスアルファのところがありまして、今までほかの手術をしようというときに、心臓が悪いのでほかの病院に心臓の治療だけしてもらおうと。それで紹介して、治療してもらって戻ってくるという患者さんもいますし、そういったものを含めると、ある程度うちで診れる患者の幅が広がるという意味ではある程度の収益性はあると考えています。それ以上に、ドクターのリクルートという意味でも、そういう心臓カテーテルのチームがあると、やはり若いドクターも心臓に興味があるような子が回ってくるという、いろいろな2次的な効果はあるというふうに考えています。

○秋山博子委員 了解です。

○**奥川清孝委員** 31ページで委託料が非常に多いわけですが、委託でやるということとは経費的にも節減できる非常にいいことだと思うんですけど、この委託業者の選定とかそういうあれで、競争原理というものをどのように働かせているのかなということをちょっとお聞きしたいです。

○**岡谷敏明病院施設課長** 委託業者につきましては、原則は長期継続契約で対応しておりまして、その都度選定を、入札ですとかそういった、1者随契になることもございますけれども、基本的にはそういう競争原理の中で契約をさせていただいております。

以上です。

○**奥川清孝委員** そうすると、随意契約というのはこの中にはないですか。

○**岡谷敏明病院施設課長** 選定する最初のときに手を挙げた業者が1者になる場合、その場合には随意契約になって、それ以降の5年間の長期継続を行った場合には、やはり1者随契ということになってくるんですが、その次の選定の段階ではまたオープンにしまして、募集をかけてというふうなスタイルになっております。

この項目の中で、今言ったような選定の下で1者随契になっているところは、地下水の利用業務ですとかがありまして、こちらの設備を業者が設置しているものですから、そういった関係もありまして、随契という格好で契約させてもらっています。

加えまして、麻酔の業務につきましても業者が1者ということで、随契で対応させていただいております。

以上です。

○**奥川清孝委員** 今までの実績とかそういうあれを見ると、どうしても1者のほうがスムーズにいろいろ事業をやってくれるというよさは非常にあると思うんですけど、長期契約であっても、随契の場合にはやはり、ほかの見積りを見てみるとか、そういうちょっと審査をしながら対応していただければいいかなという気がしています。これは意見です。

○**藤岡雅哉委員** 関連して。そうしますと長期契約が多いということなんですけど、例えばなんですけど、医事業務委託料、上から2段目ですと、昨年から780万円ほど上がっております。これは毎年業務を見直すということなんですか。

○**見崎孝之医事課長** 医事業務につきましては、昨年度プロポーザルを実施しまして、3年間の長期継続契約ということで、令和5年12月から新しい業者で今対応しているところでございます。

業務については、そのときに仕様書がありますので、それでずっと継続してやっているということでございます。

以上になります。

○**藤岡雅哉委員** 確認ですが、その仕様書に基づいて積算を毎年やり変えるということですか。金額が変わるものですから。

○**見崎孝之医事課長** プロポーザルのときに見直しをしたんですけど、あと、その3年間は同じ金額でいくということになります。ですので、毎年積算をするということとはございません。

以上でございます。

○**藤岡雅哉委員** 私、決算の情報じゃなくて予算書を見てしまっているのだからちょっと間違

っていたらごめんなさい。令和6年度の予算書と令和7年度の予算書が違うのは契約が変わっているということでしょうか。

○見崎孝之医事課長 おっしゃるとおりで、12月のときに前の業者さんと新しい業者さんということで、業者が入れ替わっております。

以上でございます。

○藤岡雅哉委員 了解です。

○河合一也委員 私もちっと分からないので恐る恐る聞くとところもあるんですけど、一番最初の奥川委員とのやり取りの中で、地域医療の中で、特に予算とかなないんだよと。地域医療というのは市内の地域医療もあるでしょうし、もう少し広域で、今回一般質問でも、志太榛原の公立4病院との連携とか、これから補完していくのに大事だという話を聞いて、その事業費というのはないので、やっぱりそれも挨拶程度で、よろしくという形で進めるんですか。それはやっぱりある程度の会議等、事業等が含まれると思いますが、その辺ちっと教えてもらえますか。

○川村 仁地域医療連携室長 病院間の連携、また、病院と診療所と連携の中で、医療情報を各病院から送ったり、画像の情報だったり、診察の情報だつたりを送ったりするのをネットワークでできるものがあります。それがふじのくにねっとというものでございまして、静岡県内の病院、あと診療所、薬局等が加盟しているものでございまして、それについての予算というものがございまして、病院については1年間の利用料として45万円がかかってくるものでございまして、各診療所についてはもう少し参加の費用が低いものになっておりますが、病院については45万円かかりますので、これが広域連携の予算ということでございます。

以上です。

○河合一也委員 市内は先ほど言ったように、それこそ挨拶程度ということになるということですけど、例えば2次診療、焼津市立総合病院のほかにも焼津市でコミュニティーホスピタル甲賀病院さんとか、もう一つ、岡本石井病院さんとか、ああいうところで何か連携とかいうのはそれぞれがやっているということなんですか。2次救急の医療とか、それぞれが交付金を受けてそれぞれがやっているということなんですか。それとも何か連携があるのか。分からないことを言っているかもしれないですけども。

○内田修司委員長 答えられますか。御回答いただける。

○増田恵子事務部長 今、河合委員がおっしゃられた2次救急につきましては、コミュニティーホスピタル甲賀病院さんとかは入っておりませんで、うちの予算としては、24、25ページのところで、収入として、真ん中辺の補助交付金の中の交付金992万7,000円というのが、これは交付金で頂いております。これはこの辺の2次救急で言いますと、うちと藤枝市立総合病院、島田市立総合医療センターと榛原総合病院、この4つで2次救急をやっております。

以上です。

○河合一也委員 分かりました。

あとちっと分からないついでに聞きますが、この交付金というのはどこからの交付金かという、まずそれを。

○森下政安喜病院経営戦略課長 こちらの交付金については、静岡県からの交付金になり

ます。

○河合一也委員 予算から離れちゃいますけど、3次救急とかよく言いますけれども、それはこの辺の地域にはないということでもいいですか。

○見崎孝之医事課長 3次救急につきましては、藤枝市立総合病院が3次救急になっております。

以上であります。

○河合一也委員 何か本当にそういう類いのものがあればそこに行くということになるということでもいいんだよね、この辺の地域としては。

了解しました。

○奥川清孝委員 いろいろこの決算の性格的な分類というか、例えば今、病院の課題がいろいろあると思うんですけど、私たちも市民からいろいろ聞かれると、それに対して答えるべきところは答えていかなくちゃならないというのが一応あるもんですから、この予算に対して性質別な、例えば一番最初に言わせていただいた患者のサービス向上のための投資的なお金はこの中でこのぐらいあるよとか、地域医療の関係の予算はどのぐらいあるよとか、感染のあれはどのぐらいあるよとか、新しい病院に対する予算はどのぐらいあるよとかというパーセント的でもいいので、そういうようなあれというのを、性格別なものがあるじゃないですか。そういうのが、あまり手をかけちゃあれなんですけど、そういうことがもしできるようならお願いしたいなという気持ちはあるんですけど、どっちみち今度、9月の決算のときにまた同じような質問になってもあれだし、企業会計という部分もあるもんで、そういうあれをお願いしていいかどうかということなんですけど。

○内田修司委員長 結構難しいというか、金額をどう捉えるかというところは病院でないと分からないと思うので、どこまでできるかというのが。

○増田恵子事務部長 一般会計ですと性質別の予算があるということで、多分、奥川委員、そのこのところをおっしゃっていると思うんですが、病院ですとそういう考え方がないという公営企業というところでありまして、資本的収入、支出のところが、ここが投資的なものという捉え方になります。

それぞれ細かい、感染のほうが幾らとかというのは申し訳ないですが、ちょっとその部分までやるとなると大分負担が大きいので、できましたらばこのままでというふうに思いますが、この資本的収入、支出のほうで投資的な部分で、病院事業収入、支出のほうで、これは経常的なところにはなりますが。

以上です。

○奥川清孝委員 分かりましたというか、分からないんですけど、そんな難しい話じゃなくて、こちら企業会計じゃなくて、役所の中のあれに書いてくれたんじゃないですか。役所というか、複式じゃなくて単式の形の、市の予算のような形で。

○増田恵子事務部長 これは複式です。

○奥川清孝委員 予算の最後の後ろのほうに。そういう意味でいくと、こことこの事業を足せば簡単というのか、分かるような気がするんですけど。例えば新病院の建設予算がありますよね。そういう分類で分けているもので、主なものだけなんですけどね。ただ、市民に聞かれたときに我々も説明をしたりするに、いや、病院はこうして患者さん

のサービスのためとか、医療費を安くするため、患者さんの負担を少なくするための努力するお金はこのぐらいやっているんですよとか、そういうような分かりやすい説明ができるようなものがあると非常にあれなんだけど、複式簿記を見て、これであれと言うと何か一般的にはちょっと難しいのかなという気がしたんです。また検討していただいて、もしやっていただけるようなものがあるなら。

○井出哲哉副委員長 ちょっと細かいことなんですけど、先ほどリクルートって言葉が出てきたのでお伺いしたいんですが、33ページですけども、その中段にある看護学生、それから医学生、薬学生の修学資金返還免除費で、これ、金額からおおよその数字は出せるとは思うんですけど、ちょっと出してみたんですけど、正確な数字というのをお教えいただければなと思ひまして。人数です。

○寺尾貴裕病院総務課長 まず、看護師の部分につきましては36名分の免除費用を予算計上しております。医師につきましては7名分です。薬剤師については1名分の償還免除の費用を計上しております。

以上です。

○井出哲哉副委員長 分かりました。

では、併せて、今度37ページの一番下なんですけど、免除ではなく、今度は貸付のところをちょっと教えてください。

○寺尾貴裕病院総務課長 まず、看護学生につきましては48名分です。医師につきましては11名分、薬学生については2名分を想定しています。

以上です。

○井出哲哉副委員長 分かりました。

その人数というのは、この貸付制度を市として設けているところの狙いどおりの数字なのか、そこら辺をもうちょっと増やしたいのか、これぐらいでいいのかというところというのはどういう評価をされていますでしょうか。

○寺尾貴裕病院総務課長 今、総数をそれぞれ職種別にお話ししましたがけれども、その中に、当然もう継続的に貸し付けている、来年も貸し付けますよという学生さんもいらっしゃるし、新規に来年度、貸付けをされる方というのもあります。

ちなみに、内訳として、看護学生につきましては新規で25名、医学生につきましては新規で3名、薬学生につきましては新規で2名ということですので、こういった貸付けを行って、看護師も25名ということで新規に貸付けを予定していますので、人材確保にちょっと力を入れたいというふうに考えております。

以上です。

○井出哲哉副委員長 分かりました。そういった形で活用できて効果があるのがいいかなと思います。

ちなみに、そういった活用をされている方というのは、やっぱり焼津市の出身の方が多いですか。それとも、あまり、特に医師なんかは関係ないのかなと思うんですが、出身は焼津市の人が多いのかどうかというところをちょっと教えてください。

○寺尾貴裕病院総務課長 医師につきましては、いますけど、県外の方もいらっしゃると思います。看護師につきましてはほぼ焼津市内というか、当然、焼津市立総合病院に入職するというか、そういう想定で考えていらっしゃる方が貸付けを受けますので、焼津市内の

方、一部藤枝市とかもいらっしゃいますけれども、焼津市内の方が多い傾向です。

以上です。

○井出哲哉副委員長 分かりました。

○藤岡雅哉委員 29ページなんですけれども、顧問弁護士料、それから病院賠償責任保険料というところなんですけれども、議会にも、例えば裁判でこういう和解がありましたみたいな報告を何回もいただいたんですけれども、車の保険なんかは使ったら上がるみたいな話があるんですが、ああいったお金と、その増減というのはどういうことで決まってくるのか教えていただけますか。

○寺尾貴裕病院総務課長 病院と顧問弁護士との契約については、定額的に契約というか、それについての金額の変動というのはありません。ただ、要は、訴訟案件があると、当然それに関する費用というのはまた別途お支払いをするという形になりますので、案件が多ければ、その年度に支払う金額が多くなるという状況でございます。

以上です。

○藤岡雅哉委員 弁護士料が、件数が多くなれば増えるということは分かりました。

和解金とかそういう裁判にかかる費用というのは、この中に含まれるんでしょうか。

○寺尾貴裕病院総務課長 この中には和解金とかというのは含まれていません。基本的には病院賠償責任保険に加入していますので、和解が発生した場合については、一旦は病院のお財布というか予算から支出しますけれども、その保険料で補填されるという形になります。

以上です。

○藤岡雅哉委員 では、この賠償責任保険で後で補填されるということ。私が何を聞いたかったかという、令和5年、令和6年、令和7年で実は上がったり下がったりしているんです。その条件が何なのか。つまりそういう計算、当然少なければ少ないほど下がるのかということが聞いたかったということです。

○寺尾貴裕病院総務課長 病床数とかの関係で変わることはありますけれども、ただ、この中に、基本的には病院賠償責任保険料というものは大きく変動というものはないと思います。この中に産科の補償というものも含まれていまして、産科の部分については出産の増減というか、多い少ないで当然補償する金額が変わってきますので、それによって多少変動はありますけれども、大きくは変わらないというふうに考えております。

○藤岡雅哉委員 分かりました。安心しました。

○内田修司委員長 よろしいですか。

私もちよっと1点だけお聞きしたいんですが、2ページの債務負担行為のところの病院総合情報システム更新事業、令和7年から令和8年で25億円という金額、限度額の上限だと思うんですけれども、これは更新ということなので、現在の病院総合情報システムを更新するに当たって25億円の限度額を設けるということだと思うんですが、まずお聞きしたいのは、現在のシステムを何年使われていて、今回更新されて、また何年使われる予定なのか、そこをまず教えていただけますか。

○岡谷敏明病院施設課長 現在の病院総合情報システムにつきましては7年使っておりまして、保守の関係ですとか機能の陳腐化、そういったものを含めまして、大体7年で更新していくというようなことを考えております。

以上です。

○内田修司委員長 分かりました。金額が非常にかかると思うんですけど、ある意味特殊なシステムだと思いますので、かかるのかなというふうに思います。高いのは高いですけど。この25億円、上限かかりますというもののシステム更新事業は、令和7年のこの予算の中には入っているんでしょうかというのを聞きたいんですけど。

○岡谷敏明病院施設課長 この予算書の中には計上はありませので、2か年の債務負担のものですから、令和8年度の予算の中で支払いが生じるというふうに計上してあります。以上です。

○内田修司委員長 了解です。

ほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 ほかにないようですので質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第11号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は93ページ、参考資料は177ページです。

それでは、議第48号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 特にないようですので質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第48号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第48号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第49号「焼津市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書は94ページ、参考資料は178ページからです。

それでは、議第49号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○奥川清孝委員 これ、病院の地域手当は入っていなかったような気がしたんだけど、一般職とか市のあれは地域手当が入っている。これは予算じゃないからいいんだけど、何か考え方があるんですか。

○寺尾貴裕病院総務課長 病院の職員についても、地域手当の部分については一般職というか市の職員と同様になりますので、基本的には市の職員に準用していますので、今回、地域手当の３％から４％に変わるものについても病院のほうで改正という形で。

○奥川清孝委員 この中でやっているということね。改正しないで。

（「改正してる」と呼ぶ者あり）

○奥川清孝委員 地域手当の３％を今度は４％にしたのは、病院も同じようにしていますよということだよ。

○寺尾貴裕病院総務課長 そうです。

○奥川清孝委員 分かりました。

○内田修司委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 ほかにないようですので質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内田修司委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第49号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○内田修司委員長 挙手総員であります。よって、議第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、市立総合病院所管の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

これで総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

閉会（１２：２６）